

士別市過疎地域持続的発展市町村計画（案）

令和 8 (2026)年度～令和 1 2 (2030)年度

士 別 市

目次

1 基本的な事項	P 1
(1) 士別市の概況	
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	P 1
② 過疎の状況	P 2
③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等 における位置付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要	P 3
(2) 人口及び産業の推移と動向	P 4
(3) 行財政の状況	P 6
(4) 地域の持続的発展の基本方針	P 9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	P 13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	P 13
(7) 計画期間	P 13
(8) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 13
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P 16
(1) 現況と問題点	
① 移住・定住・地域間交流	P 16
② 人材育成	P 17
(2) その対策	
① 移住・定住・地域間交流	P 17
② 人材育成	P 18
③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 19
(3) 計画	P 20
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 20
○ スポーツ施設	P 20
3 産業の振興	P 21
(1) 現況と問題点	
① 農業	P 21
② 林業	P 21
③ 商業	P 22
④ 工業	P 22
⑤ 地場産業の振興と起業の促進	P 23

⑥ 企業誘致	P 2 3
⑦ 観光・レクリエーション	P 2 3
⑧ 雇用	P 2 4
⑨ 勤労者福祉	P 2 4
(2) その対策	
① 農業・林業	P 2 4
② 商業・工業	P 2 5
③ 企業誘致	P 2 6
④ 観光・レクリエーション	P 2 6
⑤ 雇用・勤労者福祉	P 2 7
⑥ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 2 7
(3) 計画	P 2 8
(4) 産業振興促進事項	P 2 8
(5) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 2 8
○ 観光・レクリエーション施設、産業振興系施設	P 2 8

4 地域における情報化 P 3 0

(1) 現況と問題点	
① 交通	P 3 0
② 情報・通信	P 3 0
(2) その対策	
① 交通	P 3 1
② 情報・通信	P 3 1
③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 3 2
(3) 計画	P 3 2
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 3 2
○ その他施設	P 3 2

5 交通施設の整備、交通手段の確保 P 3 3

(1) 現況と問題点	P 3 3
(2) その対策	P 3 3
(3) 計画	P 3 4
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 3 5
○ 道路・橋梁	P 3 5

6 生活環境の整備 P 3 6

(1) 現況と問題点

- ① 水道 P 3 6
- ② 下水道 P 3 6
- ③ 安全・安心な地域づくり P 3 7
- ④ 環境保全活動 P 3 7
- ⑤ ごみ処理 P 3 8
- ⑥ 消防・救急 P 3 8
- ⑦ 公営住宅 P 3 9
- ⑧ 空き家 P 3 9
- ⑨ 公園・緑地・河川 P 4 0

(2) その対策

- ① 水道・下水道 P 4 0
- ② 安全・安心な地域づくり P 4 1
- ③ 環境保全活動・ごみ処理 P 4 2
- ④ 消防・救急 P 4 2
- ⑤ 公営住宅 P 4 3
- ⑥ 空き家 P 4 3
- ⑦ 公園・緑地・河川 P 4 4
- ⑧ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策 P 4 5

(3) 計画 P 4 5

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合 P 4 5

- ① 水道・下水道 P 4 5
- ② 公園 P 4 5

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 . . P 4 7

(1) 現況と問題点

- ① 保健・健康づくり P 4 7
- ② 福祉・介護・社会保障 P 4 7
- ③ 子ども子育て支援 P 4 7
- ④ 地域福祉 P 4 8

(2) その対策

- ① 保健・健康づくり P 4 8
- ② 福祉・介護・社会保障 P 4 9
- ③ 子ども・子育て支援 P 5 0
- ④ 地域福祉の増進 P 5 1

⑤ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 5 1
(3) 計画	P 5 2
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 5 2
① 保健・医療施設	P 5 2
② 高齢者福祉施設	P 5 3
③ 福祉施設	P 5 3
④ 子育て支援施設	P 5 3

8 医療の確保 P 5 4

(1) 現況と問題点	P 5 4
(2) その対策	P 5 4
(3) 計画	P 5 5
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 5 5
○ 保健・医療施設	P 5 6

9 教育の振興 P 5 7

(1) 現況と問題点	
① 幼児教育	P 5 7
② 学校教育	P 5 7
③ 高校教育	P 5 7
④ 生涯学習・社会教育	P 5 8
⑤ スポーツ	P 5 8
(2) その対策	
① 教育	P 5 9
② スポーツ	P 6 2
③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策	P 6 2
(3) 計画	P 6 3
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 6 3
① 小・中学校	P 6 3
② 高等学校	P 6 3
③ 社会教育施設	P 6 3
④ スポーツ施設	P 6 4

1 0 集落の整備	P 6 5
(1) 現況と問題点	P 6 5
(2) その対策	P 6 5
(3) 計画	P 6 6
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 6 6

1 1 地域文化の振興等	P 6 7
(1) 現況と問題点	P 6 7
(2) その対策	P 6 8
(3) 計画	P 6 9
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 6 9
○ 文化・芸術施設、博物館等	P 6 9

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進	P 7 0
(1) 現況と問題点	P 7 0
(2) その対策	P 7 0
(3) 計画	P 7 1
(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合	P 7 1

○ 事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）	
過疎地域持続的発展特別事業分	P 7 2

1 基本的な事項

(1) 士別市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、北海道北部の中央に位置し、道立自然公園「天塩岳」をはじめとする山々に囲まれ、北海道第2の大河「天塩川」の源流域にある水と緑豊かな田園都市である。その市域は、東西に58km、南北に42kmに広がり、行政面積は1,119.22 k㎡を有しているが、その約75%を山林が占めている。

本市の気候は、上川北部の盆地にあるため、四季の変化がはっきりとした内陸性気候で、5月から9月上旬までは比較的高温多照に恵まれるが、気温の日較差や年較差も大きい。また、地域全体を約半年にわたって白く覆う雪は、平地でも1m、山間部では2mを超えるなど、積雪寒冷な豪雪地帯でもある。なお令和6(2024)年の最高気温は34.1℃、最低気温は-26.8℃、年間平均気温は7.1℃で、年間日照時間は1,616.3時間、降水量は1,144.0mmとなっている。



本市開拓の歴史は、屯田兵の入植や御料地の貸下げなどを背景に、天塩川流域の豊富な水と肥沃な大地や緑の山々などの豊かな自然に恵まれるなか、先人たちの開拓精神とたゆまぬ努力のもとで積み重ねられ、農林業を基幹産業として発展してきた。

明治32(1899)年に最北で最後の屯田兵の入植によって開拓の鉤がおろされた旧「士別市」は、昭和29年(1954)に当時の士別町・上士別村・多寄村・温根別村の1町3村が合併し、道内20番目の市として誕生した。一方、明治38(1905)年の御料地貸下げによって開拓の歴史が始まった旧「朝日町」は、昭和24(1949)年に上士別村から分村独立し、昭和37(1962)年には町制を施行した。

以降、両市町はそれぞれに行政運営を進めてきたが、地方分権一括法による分権型社会への移行や人口の減少と少子高齢の進行、さらには多様化する住民ニーズへの対応といった時代背景のもと、人的・財政的基盤を強化し、住みよい地域社会の構築を図るため、平成17年(2005)9月1日、合併により新生「士別市」が誕生した。

本市には、JR宗谷本線や北海道縦貫自動車道をはじめ、国道や主要道道が接続しているなど、周辺都市とのネットワークは良好な条件にあり、北海道の中心都市である札幌市までは、車で約2時間半、JRでは約2時間でアクセスできる。また、本市は9つの町と隣接しているが、なかでも和寒町、剣淵町、幌加内町とは、自然的・社会的・経済的にも密接なつながりを持っており、士別地方消防事務組合など行政面での連携を含め、本市はこの圏域で

の中心的都市としての機能を果たしている。また、定住自立圏として、名寄市と本市が複眼型中心市を担い、13市町村をもって「北・北海道中央圏域定住自立圏」を構成し、広域的な取り組みを進めている。

② 過疎の状況

ア 人口の動向

本市の人口は、昭和45(1970)年頃から、離農や都市部への労働力の流出などによって過疎化が顕著となるなか、その後も減少傾向で推移しており、一世帯当たりの構成人員も減少している。平成2(1990)年から令和2(2020)年までの推移をみると、年少人口の割合が17.7%から9.2%、生産年齢人口においても66.4%から49.2%へ減少しているのに対して、老年人口の割合は15.8%から41.1%へと増加するなど、少子高齢化が進んでいる。

イ これまでの対策

本市は、これまでの5次に亘る過疎法の制定に基づき、過疎地域振興計画をはじめ、過疎地域活性化計画、過疎地域自立促進計画（前期・後期）、過疎地域自立促進市町村計画、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するなかで、過疎地域からの脱却をめざし、地域の振興や活性化、自立から持続的発展に向けた取り組みを進めてきたところである。

本市の産業の柱である農業においては、生産基盤強化を図りつつ、生産性の向上と近代化を展望した取り組みを進めてきたほか、森林資源の活用を図るなど基幹産業の振興を図ってきた。また、中小企業の育成や商店街の活性化などにも取り組み、ラブ士別・バイ士別運動などの発想のもとに地域経済の振興に努めてきた。このほか、サフォーク羊をテーマとした「羊と雲の丘」をはじめとする観光資源、道立自然公園「天塩岳」や北海道第2の大河「天塩川」などの豊かな自然環境を活かした、「水とみどりの里づくり」による観光振興、夏の冷涼な気候や地形などを活かした、陸上長距離をはじめとする「合宿の里づくり」の推進、あるいは積雪寒冷という冬期間の自然環境を背景とした「自動車等試験研究のまちづくり」においても積極的な取り組みを進めてきた。

また、明るくたくましい地域社会づくりを目標に、冬季スポーツにおける「三望台シャントツェ」や「クロスカントリースキーコース」を拠点としたノルディックスキーの大会や合宿招致、「あさひサンライズホール」での自主企画事業など、スポーツ・文化面での振興に向けての施設整備やソフト事業の展開なども積極的に進めてきた。

こうした施策を柱に、新しい時代を展望した農業・農村の活性化をはじめ、合宿や立地企業を中心とする交流人口の拡大、あるいは雇用の場の創出や新規就業の促進などに努めてきたところである。

ウ 現在の課題と今後の見通し

地域の豊かな資源である自然環境を背景に、地域の特性を活かしたまちづくりを進めて

きたところであるが、近年、人口減少と少子高齢化が進行するなかで、早急な対応が求められている課題も多い。基幹産業である農林業を取り巻く環境も依然として厳しい状況が続いており、商工業の分野においても、特に中小企業や商店街の振興などを図っていく必要がある。そのほか、各地区集落を繋ぐ道路網をはじめ、快適な生活環境確保に不可欠な上下水道や情報通信などの生活基盤等についても一層の整備や維持のための補修を進める必要がある。

本市の将来人口は、国勢調査に基づく人口推計（国立社会保障・人口問題研究所、令和5（2023）年推計）によれば、2050年には8,012人になるなど、引き続き減少することが予想されているところであるが、地域の活力を失うことなく、市民一人ひとりが真のゆとりと豊かさを実感できる地域をめざし、住民ニーズや時代の変化に的確に対応したまちづくりを進めなければならない。

③ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた本市の社会経済的発展の方向の概要

本市は、第1次産業である農業・林産業を基幹産業として発展を続けてきた。しかしながら、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）や日EU経済連携協定（日EU・EPA）をはじめとする国際化や自由化の取り組みによって規制緩和が進み、全国の他の地域同様、本市産業も極めて厳しい状況にある。

また、商工業やサービス産業部門においては、人口減少や少子高齢の進行に伴う消費の落ち込みに加え、令和元(2019)年に、新型コロナウイルス（covid-19）が世界的に蔓延した影響による一層の消費低迷に続き、原油価格の高止まりや物価高騰など地域における経済情勢は極めて不安定かつ先行き不透明な状況となっている。

反面、近年の社会経済の変化による生活様式の多様化や人々の「安全・本物・健康志向」、さらには自然とやすらぎへのニーズなどから、農林業・農山村が単なる食料生産や森林資源提供の場としてのみならず、その多面的機能にも大きく期待が寄せられているなかで、短期移住や二地域居住など、都市住民の農林業・農山村体験や地域間交流の場としての役割も担っている。

こうした状況を踏まえつつ、地域経済の核となる農林業の振興のため、生産体制や経営の近代化を図る一方、新たな産業開発や企業誘致による雇用創出を図り、農林業とその他の産業の均衡ある発展に努め、雇用構造の高度化に向けて努力してきたところであるが、地域における産業や雇用環境は依然として厳しい状況にある。

今後においても、豊かな自然や農業を中心とする恵まれた地域資源を背景として、農林業を軸に、関連産業や観光などの振興により、各種産業の均衡ある発展をめざすとともに、真のゆとりと豊かさを実感できる活力に満ちた地域社会の構築に努めていかなければならない。

また、人々の生活様式の変化や行動範囲の拡大、さらには行財政の効率化にも配慮し、広域的な見地に立ちながら、定住自立圏構想における複眼型中心市としての役割を果たす必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、旧士別・朝日地区を合わせ、昭和30年代の約47,000人をピークに減少を続けている。

地域別にみると、士別地区の人口は、昭和35(1960)年には38,951人であったが、以降、昭和50(1975)年までの5年毎では平均3,000人程度の大幅な減少が続き、過疎化が顕著となった。その後、昭和55(1980)年及び昭和60(1985)年の減少幅は、約1,000人程度で推移したものの、平成2(1990)年では1,965人の減、平成7(1995)年では1,461人の減、平成12(2000)年では1,228人減、平成17(2005)年では1,426人減、平成22(2010)年では1,399人減、平成27(2015)年では1,873人減、令和2(2020)年では2,056人減の17,858人と人口減少が続いている。

一方、朝日地区の人口は、昭和35(1960)年の6,754人をピークに減少傾向に入り、昭和40(1965)年から昭和45(1970)年までの5年間では1,040人減少しているが、この主たる原因は、岩尾内ダムの建設(昭和45(1970)年完成)によって水没地域となった住民の集団転出とダム建設関係労務従事者の転出によるものである。その後も5年毎でみると、昭和45(1970)年から昭和50(1975)年までの推移では1,388人の減、昭和55(1980)年時点では580人の減となり、それ以降の平成7(1995)年までは12%程度の減少率で推移している。その後、減少幅は若干の鈍化傾向となったものの、平成17(2005)年では1,772人、平成22(2010)年では1,547人、平成27(2015)年では1,332人、令和2(2020)年では1,124人まで減少している。

各年代別の人口推移では、士別地区においては、年少人口(0~14歳)の減少が著しかった昭和40年代の10カ年で4,976人が減少し、生産年齢人口(15~64歳)も3,544人の減となるなど、特に離農とともに大都市への労働力の流出が大きな人口減少を招いた。一方、高齢人口(65歳以上)は、昭和55(1980)年以降は大幅な増加傾向にあり、確実に高齢化が進行してきた。また、朝日地区における年代別の推移では、総人口が大きく減少した昭和40年代から50年代においては、すべての年齢階層で減少傾向を示しているが、それ以降においては、幼年人口や生産年齢人口が大きく減少を続けているなかで、高齢者人口が増加している状況にあり、結果として急激に高齢化が進み、令和2(2020)年における高齢者比率は41.2%にも達し、全国平均構成比の28.8%を12.4ポイント上回る状況となっており、今後も一層の少子高齢化の進行が予想される。

産業について、本市は、農業を中心に経済発展してきた地域である。基盤強化を図りつつ、生産性の向上と近代化を背景に、農業が地域を支える基幹産業となったものの、近年の著しい人口減少や少子高齢化による就業者の高齢化や担い手不足が深刻な課題となっており、

産業別就業人口の推移をみても明らかなおとおり、昭和35(1960)年(国勢調査)には60%以上を占めていた第1次産業就業者が、昭和45(1970)年には約40%まで落ち込み、令和2(2020)年には20%を下回る状況となっている。

今後も、本市の農業が持続的に発展していくためには、担い手や新規参入者の確保・育成、安定的な経営基盤の確立のため、作業の効率化や省力化に対応したICT(情報通信技術)等のスマート農業の促進を図るとともに生産基盤の整備等を総合的、計画的に推進していく必要がある。

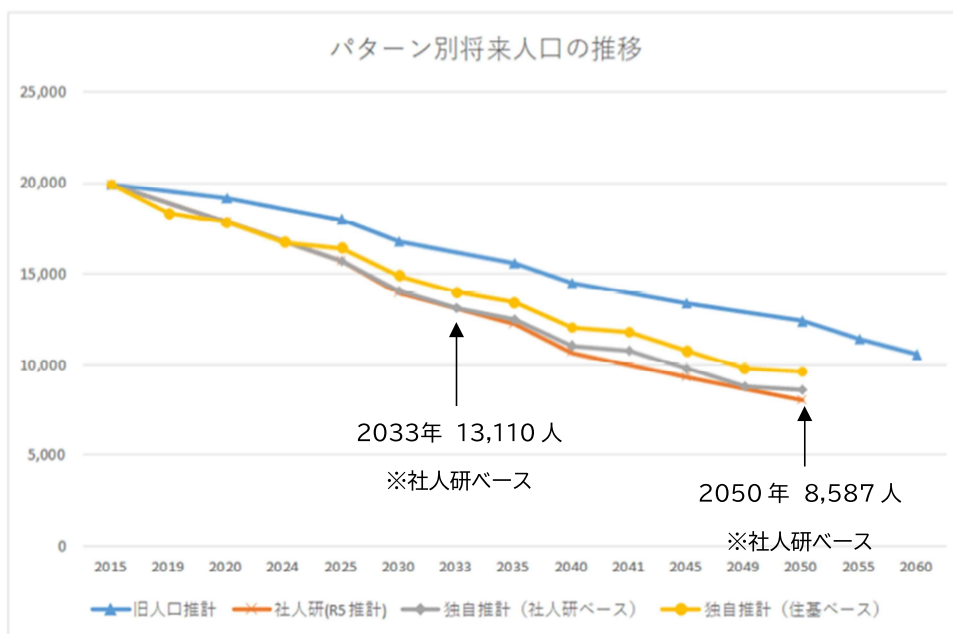
また、商工業に関しても、中心市街地の活性化や空き店舗対策といった視点から、農業同様に、より一層担い手(就業者)や起業家の確保・育成に努めていく必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	30,028人	25,754人	-14.2%	23,411人	-9.1%	19,914人	-14.9%	17,858人	-10.3%
0歳~14歳	7,272	4,567	-37.2	2,890	-36.7	2,066	-28.5	1,652	-20.0
15歳~64歳	20,246	17,104	-15.5	13,756	-19.6	10,384	-24.5	8,803	-15.2
うち 15歳~ 29歳(a)	6,341	4,164	-34.3	2,738	-34.2	1,885	-31.2	1,541	-18.2
65歳以上 (b)	2,510	4,082	62.6	6,763	65.7	7,451	10.2	7,350	-1.4
(a)/総数 若年者比率	24.2%	16.2%	-	11.7%	-	9.5%	-	8.6%	-
(b)/総数 高齢者比率	8.36%	15.8%	-	28.9%	-	37.4%	-	41.2%	-

※総数には年齢不詳を含む

表1-1(2) 人口の見通し ※新・人口ビジョン



士別市の人口は一貫して減少を続けており、全国や北海道の他市町村と比較しても少子高齢化の進行が顕著な状態にあり、平成27(2015)年以降における総人口に対する年少人口(0～14歳)の構成比は10%を下回る状況が続いている。一方で、高齢化の進行が顕著であり、このまま高齢化が進むと2030年頃には老年人口(65歳以上)が生産年齢人口(15～64歳)を上回る見込みである。

令和7年度策定の「第2次士別市まちづくり総合計画」(計画期間：令和8年4月～)では、新・人口ビジョンに掲げた目標年次である令和15(2033)年に、13,200人程度の人口規模を維持するため、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトに掲げ、取り組みを進めてきた「農業未来都市創造」「合宿の聖地創造」「まちの未来創造」を、「未来の士別共創」「農業の未来共創」「合宿の聖地共創」として柱に据え、3つの基本目標とするほか、101の基本施策を定め、経済の活性化と交流人口の拡大を図り、一層のまちづくり推進を図るもの。

(3) 行財政の状況

本市では、これまで「士別市まちづくり総合計画」に掲げる、「天塩の流れとともに人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現をめざすため、「地域力を高め、地域力で進めるまちづくり」に取り組み、子育て環境や地域医療、基幹産業である農業施策など市民サービス

の充実に努めてきた。

「地方創生」に向けた取り組みにおいては、「第2期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、「まちの未来」「農業未来都市」「合宿の聖地」の創造の3つの重点プロジェクトと連携強化することで、地方創生の深化をめざしてきた。

本市の財政構造は、市税等の自主財源が歳入総額の22%程度であり、財源の多くは地方交付税や国からの補助金等に依存している脆弱な実態がある。本市では、急激な速度で人口減少や少子高齢化が進み、社会経済環境の変化による市民サービスの多様化と広大な行政面積を有するなか、労務単価や物価の上昇、原油価格の上昇により資材等の価格が高止まりとなっていることもあり、上下水道や道路といったインフラの維持管理費をはじめとする行政コスト・行政課題が拡大し続けており、計画的に補修や更新を行うなど、平準化に努めている。

そうしたなか、「新市建設計画」に基づき、市民生活に不可欠である環境センター建設事業、防災機能の強化や老朽化から改築が必要であった庁舎改築事業など大型建設事業を、合併特例事業債や過疎債など、財源的に有利な地方債の活用などで実施したが、公債費償還の本格化により経常的経費の負担は増加し、令和2(2020)年度時点での経常収支比率も98.1%となるなど、財政が極めて硬直化している。

また、一般会計から市立病院への繰出に関する財政負担は大きい。国の医療制度改革や慢性的な医師不足のほか、人口減少・少子高齢化など、市立病院の経営を取り巻く状況は依然として厳しい状況ではあるが、「士別市立病院経営強化プラン」による経営の改善に取り組み、今後も地域医療を担い良質な医療を提供していかねばならない。

そうした状況の下、令和2(2020)年12月に「財政健全化実行計画」を策定し、既存事業や公共施設のあるべき姿を的確に見極め、本市の現状と将来を見据えた業務量・施設量の最適化に向けた見直しを進めるなど、財政構造の改善に向け、総合的な取り組みを進めている。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳 入 総 額 A	18,044,292	18,973,656	19,055,608
一 般 財 源	10,728,474	10,752,487	10,769,212
国 庫 支 出 金	1,899,469	2,300,434	3,555,874
都道府県支出金	1,034,726	1,063,666	1,610,983
地 方 債	2,160,600	3,147,300	1,414,243
うち過疎対策事業債	451,300	1,803,000	481,000
そ の 他	2,221,023	1,709,769	1,705,296

歳出総額 B	17,148,374	18,555,273	19,003,068
義務的経費	6,515,374	6,287,177	7,199,320
投資的経費	2,760,748	4,072,536	1,936,294
うち普通建設事業	2,734,780	3,937,788	1,936,294
その他	6,862,036	8,195,560	9,867,454
過疎対策事業費	605,952	2,507,004	865,604
歳入歳出差引額 C (A - B)	895,918	418,383	52,540
翌年度へ繰越すべき財源 D	132,259	80,555	12,048
実質収支 C - D	763,659	337,828	40,492
財政力指数	0.27	0.25	0.26
公債費負担比率	16.5	17.6	21.6
実質公債費比率	17.2	14.2	13.5
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	89.8	94.9	98.1
将来負担比率	166.1	136.1	136.6
地方債現在高	23,332,456	24,224,077	27,352,103

本市における公共施設等の整備については、市民福祉の向上と安全・安心で快適な生活環境を確保するとともに、活力ある産業と地域社会の構築を図るため、事業の必要性・緊急性を鑑みながら、その整備・充実に努めてきたところである。しかし、こうした施設の更新にかかる財政負担が大きな課題となっており、行政サービスの質を維持していくため、「士別市公共施設マネジメント基本計画」を策定し、中長期的な視点に基づき、インフラや公共施設のあり方について見直しを進めている。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

※平成12年度以前は、合併前の旧市町単位となるため記載しない。

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末												
市 町 村 道	/	/	/	/	/												
改良率 (%)						61.6	60.7										
舗装率 (%)						51.4	48.4										
農 道						/	/	/	/	/							
延長 (m)											—	—					
耕地1ha当たり農道延長 (m)											—	—					
林 道											/	/	/	/	/		
延長 (m)																11,817	11,817
林野1ha当たり林道延長 (m)																—	—
水道普及率 (%)																88.7	83.6
水洗化率 (%)																91.2	94.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)																10.3	8.3

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、他の過疎地域と同様に様々な課題を抱える一方、恵まれた自然環境をはじめとする貴重な財産＝地域資源のもと、先人たちのたくましい開拓の精神を受け継ぎながら発展してきた地域である。

平成24(2012)年には、本市の最高規範である「士別市まちづくり基本条例」を制定し、市民自治と情報共有を原則としたまちづくりを進めている。今後においても、同条例及び「第2次士別市まちづくり総合計画」に基づき、自然・歴史・文化・人材・農業などの様々な地域資源を活かし、地域力を結集したまちづくりを進めることによって、地域の持続的発展に向けて大きく前進できるものと考えている。こうしたことから、すべての市民が元気でいきいきと、将来にわたって安全・安心に生活していくことのできるまちをめざしつつ、「天塩の流れとともに 人と大地が躍動する すこやかなまち」の実現に向け、次の「基本理念(方針)」を、今後の本市における過疎対策と地域の持続的発展に向けた基本

方針として位置付けるとともに、5つの基本目標の実現に向けた、関連する35の基本施策や総合戦略プロジェクトの推進により、過疎対策を進めるものである。

① まちづくり（地域の持続的発展）の基本理念（方針）

「地域力」で進める 幸福なまちづくり

② 基本理念（方針）を構成する5つの基本目標と施策

ア 健やかに安心して暮らせるまちづくり

- ・医療体制の充実
- ・地域福祉の推進
- ・高齢者福祉の推進
- ・障がい福祉の推進
- ・保健・健康づくりの推進
- ・安全・安心なまちづくり
- ・人権の尊重と男女共同参画

イ 元気でいきがいの持てるまちづくり

- ・社会教育の充実
- ・文化・芸術の振興
- ・スポーツの振興

ウ 未来を育む心豊かなまちづくり

- ・こども・子育て支援の充実
- ・学校教育の充実
- ・高校教育の充実

エ 地域の魅力でにぎわうまちづくり

- ・農業の振興
- ・林業の振興
- ・観光の振興
- ・商業・工業の支援
- ・雇用・勤労者福祉の充実
- ・移住定住の促進と関係人口の創出
- ・地域間交流の促進
- ・合宿の充実

- ・企業誘致の強化促進
- ・市民活動・地域づくりの支援

オ 持続可能で住みよいまちづくり

- ・持続可能な公共交通
- ・環境保全とゼロカーボン
- ・都市景観の形成
- ・公園緑地の整備
- ・治水対策の推進
- ・道路環境の整備
- ・住環境の整備
- ・上下水道の安定供給と下水道の管理運営
- ・ごみの減量化、リサイクルの推進
- ・防災対策
- ・ICT・DXの活用、情報通信の充実
- ・消防・救急体制の充実

③ 総合戦略プロジェクト

ア 農業の未来共創

本市の農業・農村が持続的に発展していくためには、農業の原点である土づくりや生産基盤の整備による農産物の品質・収量の向上、担い手の育成・確保等による人づくりや活力ある農村づくりをめざし、安全・安心で良質な農畜産物の生産に努めるとともに、本市の経済を牽引してきた農業者の所得向上をめざすことが必要である。加えて、本市のまちづくりの柱の1つであるサフォーク羊を活かした多面的な取り組みは、長い歴史を誇る本市ならではの特徴であり、さらなる飼養頭数の拡大や高付加価値化をめざすとともに、人材確保・育成等を図ることが必要である。

これらを念頭に、地方創生を推進するにあたっては、農地の大型化に伴うスマート農業の推進による省力化、低コスト化により、所得向上が見込まれ、農業へのメリットや魅力を感じたUターン就農者が増加傾向にあるため、引き続き担い手の確保と本市の農業を牽引する多様で安定的な経営体の育成に努める。

イ 合宿の聖地共創

本市は、昭和36(1961)年の朝日町におけるスキージャンプの高校生合宿や昭和52(1977)年の順天堂大学陸上部の合宿を契機に「合宿の里」として、年間を通じ様々な合宿者の受け入れができるよう、受入体制の拡充や施設の整備などに長年にわたって努

めてきた。特に、官民で組織する「合宿の里士別推進協議会」を中心に、情報の収集や発信を行い、新たな団体の招致に努めるとともに、市民と一体となった合宿の里づくりを推進し、地域活性化の大きな柱として、様々な取り組みを進めてきたことから、多くのオリンピック選手や実業団選手・大学選手などのトップアスリートが合宿に訪れ、全国有数の合宿地として、多くの選手や指導者に高く評価されている。

今後も、これまで本市を訪れた多くの選手や指導者との関係を強化しつつ、合宿を起点とした市民と来訪者との交流を深め、より一層まちづくりの推進に努める。

ウ 未らいの士別共創

「未らいの士別共創」では、「移住・定住の促進」や「関係人口の創出」「企業誘致の強化促進」などの各施策に取り組む。

まちなかの拠点となる「まちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）」では、「まちなかの賑い創出」や「広域観光情報発信の強化」、「中心商店街の活性化」などを着実に進めることにより、経済の活性化と交流人口の拡大をめざす。

「移住・定住パッケージ」では、暮らし全般をサポートする「移住ナビデスク」をはじめ、士別市移住定住交流促進協議会Mazaruとの連携によるまちの個性を活かしたPR活動、さらには、若者の交流や出会いの場の創出などを進めることで、移住者の呼び込みと定住者の確保に繋げる。

また、地方創生2.0をはじめとする新たな社会の流れのなかで、将来を見据えた企業などとの新たな連携や遊休財産をはじめとする様々な地域資源の民間活用を推進するとともに、「関係人口」の創出・拡大を図り、活気があふれ、希望が持てる「未らいの士別」を創造する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) 地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標を、次のとおり定める。

※ 取り組み(事業)の内容は、「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」以降にそれぞれ記載。

基本目標	項目	目標の内容	目標年度
1	定住人口	14,100人の達成	2030年度
2	交流人口	536,000人/年の達成	2030年度
3(1)	関係人口	45,000人/年の達成	2030年度
3(2)	関係人口	600人(ふるさと住民数)の達成	2030年度

※ 2～観光入込客数、地域間交流者数、自動車試験研究等出張者数、合宿者数の合計

※ 3(1)～地域間交流者数、自動車試験研究等出張者数、合宿者数の合計

※ 2(2)～ふるさと住民登録者数(見える化された関係人口)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

目標及び施策の達成状況の評価については、主要な各種計画等を審議する「士別市振興審議会」において、計画期間の最終年度である令和12(2030)年度に実施することを基本とするが、必要に応じて、審議会を開催するものとする。

○「士別市振興審議会」⇒ 市民・産官学等の有識者委員20名以内で構成

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設マネジメント基本計画との整合

① 公共施設マネジメントの基本的な考え方

※以下、「公共施設マネジメント基本計画」から抜粋

今後、多くの公共施設で老朽化が進み、建物の大規模改修や建替えが集中的に発生することが見込まれます。現状の公共施設をすべて維持し続けることは、大きな財政負担となることに加え、人口減少や少子高齢化、市民ニーズの多様化などにより、公共施設の量や役割についても大きく変化している状況にあることから、今後は、「時代の変化に対応し、市民が必要とするサービスを将来にわたって持続的に提供できる取り組み」

を進めることを、基本的な考え方としています。

公共施設マネジメントの基本的な考え方に基づき、次の3つを具体的方針として掲げ、取り組みを推進します。

方針1 公共サービス提供のあり方や公共施設の配置を見直し、「最適化」します。

公共施設には、提供すべきサービス（目的）とサービスを提供する場所や建物（手段）がありますが、必ずしも「建物＝サービス」とは限りません。このため、「建物＝サービス」という既定の考え方に留まることや建物に依存することなく、効率的にサービスを提供していく仕組みを重視する考え方へ発想を転換するとともに、どのように建物を活用すべきかを検討していく必要があります。

今後は、それぞれの建物に「多機能化」の視点を取り入れ、複合化や統廃合などを行うことにより、市民が必要とするサービスを維持しつつ、時代の変化に対応した公共施設となるよう最適化を図っていきます。

なお、複合化や統廃合にあたっては、コスト削減の観点だけでなく、地理的条件や利用圏域を考慮した施設配置やサービスの質及び利便性の確保や環境への配慮などの観点のもと、公共施設の価値を高める考え方も重視し、検討を進めます。

方針2 公共施設の管理や運営方法を見直し、「効率化」します。

本市が保有する公共施設の数、335施設、その延床面積の合計は約31.6万㎡（平成27年4月現在）となっており、これらの運営や維持管理には、年間約80.2億円という多額の費用がかかっています。

また、これまでの取り組みとして、管理運営の効率化や民間事業者の創意工夫によるサービス向上にむけた、指定管理者制度の導入を実施している施設もある一方で、利用率が低いなかで維持管理費が多額となっているものもあり、効率的な管理運営に至っていない場合もあります。

今後は、費用の削減や財源の確保に努める一方、サービス向上にもつながる管理運営手法の導入を図るとともに、効率的で効果的な施設運営に努めます。

方針3 安全・安心を第一に、今ある公共施設を「長寿命化」します。

本市の公共施設は、その4割以上が築後30年以上経過し、老朽化が進んでいるなかで、耐震化についても延床面積の約2割が未対応であることが課題となっています。

また、近い将来、老朽化による建替えの必要性がピークとなる時期を迎えますが、それまでの間においても、施設の安全性を確保するためには、多額の維持管理費が必要になります。

これまで、各施設の管理は、所管するそれぞれの部署で行われてきましたが、今後は、限られた経営資源で効率的に活用していくため、担当所管の垣根を越えた連携や統一的な方針のもと、効率的な維持管理や長期保全により、予算の平準化と維持管理費の削減をめざします。

② 「過疎地域持続的発展市町村計画」における「公共施設マネジメント基本計画」との整合について

本計画の目標達成にあたっては、持続可能な財政基盤の確立等に向け、「公共施設マネジメント基本計画」の考え方も整合を図ったうえで、公共施設の最適化や公共施設延床面積の抑制に努めることから、本計画に掲げる事業（詳細は後述）についても、以下の施策を踏まえた内容であるものとする。

ア 公共施設の最適化

- 各施設の今後のあり方についての抜本的見直し＝統廃合等の検討
- 「土別市公共施設予防型管理マニュアル」に基づく事前予防型の維持管理によるコスト抑制
- 「土別市公共施設再編等ガイドライン」に基づく公共施設の総量増加の抑制を含む最適化推進

イ 投資的経費の抑制

- 大型公共事業等の抑制＝公共施設総量の増に繋がる施設の新設は行わない

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流

移住・定住に関しては、士別市移住定住交流促進協議会 Mazaru を中心に、関係人口や定住人口の創出など移住・定住のほか中心市街地の賑わいや起業家育成などの産業に関する施策、UIJ ターンや小中高生への社会教育の充実など教育に関する振興にも取り組んでいるほか多様な主体と連携しながら「住まい」や「しごと」など生活に関するサポート機能を有した窓口「移住ナビデスク」を設置し、きめ細かな相談対応を行っている。

今後は、一層 UIJ ターンの促進や地域おこし協力隊の受け入れ、まちの個性を活かした PR 活動、さらには、若者を中心とする交流人口、二地域居住やふるさと住民などの関係人口、さらには定住人口の獲得にむけた取り組みを進めていく必要がある。

地域間交流においては、本市観光振興にとって主要な資源であるめん羊（サフォーク羊）を通じて、オーストラリアゴールバーン市（現：ゴールバーンマルワリー市）と交流が深まり、平成 11(1999)年に「姉妹都市」提携を結んで以降、長年に亘り、高校生の相互短期留学研修事業や市民訪問団の派遣等による国際交流の絆を深めてきた。また、平成 22(2010)年には、愛知県三好町（現：みよし市）と友好都市提携を結び、サッカーや野球などのスポーツ交流事業に取り組んでいる。

また、東日本大震災の影響に伴う原発事故により、全村避難を余儀なくされた福島県川内村とは、平成 28(2016)年に、「絆づくり」協定を締結し、子どもたちの受け入れを中心とした交流に取り組んでいる。

そのほか、本市の地域間交流を進めるにあたり、「第 2 期士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた「合宿の聖地創造」に関する取り組みも重要な役割を担ってきた。本市は、長年合宿受け入れによるまちづくりを進めてきた。士別地区においては、昭和 52(1977)年の順天堂大学陸上部の合宿受け入れを機に、スポーツ合宿によるまちづくりの取り組みが始まり、朝日地区においても、昭和 36(1961)年からスキージャンプ競技を中心とした合宿受け入れを行ってきた。これまで、陸上競技をはじめ、ウエイトリフティングやスキーなどの有力選手が本市を訪れており、オリンピック選手や世界選手権の代表選手も数多く合宿入りするなど、全国トップクラスの合宿地として定着している。しかしながら、近年、合宿地の取り組みを進める自治体も増加しているなかで、これまでの「合宿の里づくり」から「合宿の聖地創造」へと転換し、施設の整備や受入体制の一層の強化とともに、特色ある合宿の拠点づくりを進める一方、幅広い競技や種目の受け入れを行ってきた。

今後においても、人と人のつながりによる国際交流・地域間交流を進めることで、本市まちづくりの一層の活発化を図っていく必要がある。

② 人材育成

本市の人材育成は、生涯学習が重要な役割を担うという考え方にに基づき、平成30(2018)年度に「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、公民館講座をはじめとする学習機会の創出や教育施設の整備など、学習環境の充実に努めてきた。

今後も、令和7年度策定の「第3期人づくり・まちづくり推進計画」に基づき、時代や社会環境の変化等に柔軟に対応した生涯学習の仕組みづくりに努めつつ、市民が主役のまちづくりを進めることが重要である。

また、自治体が健全な行財政運営を行うためには、各種課題に対して的確に対応するための体制、行政における人材の育成は必須であり、職員個々の資質の向上が組織力の強化にも直結するものである。

本市としては、引き続き職員の人材育成に努めるとともに、組織の力が最大限に発揮されるよう、機動性に富んだ組織・機構の運用が必要である。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流

移住・定住については、人口減少の緩和を基本とし、士別市移住定住交流促進協議会Mazaruを中心に、一層UIJターンの促進や地域おこし協力隊の受け入れなど、若者を中心とする交流人口、二地域居住やふるさと住民などの関係人口、さらには定住人口の獲得にむけた取り組みを進めていく。

地域間交流については、友好都市や姉妹都市との交流を軸に、異なる地域や国の歴史や文化に触れることによって、私たちの住む地域や国のことを見直し、愛郷心や愛国心を育む機会とするため、引き続き国際交流や地域間交流を促進する。また、地域における市民の様々な交流機会の拡充を図るとともに、交流活動の活性化によって、市民の相互理解と連携を深めるほか、外部の地域や人との交流も進めつつ、「合宿の聖地共創」の取り組みについても、一層強化に努めていく。

ア 地域内移住を含めた移住相談窓口の強化、移住後の生活にまで及ぶきめ細やかな対応

イ 移住・定住情報の発信強化、地域おこし協力隊制度の積極的活用（活動や地域交流の強化、定住率向上と担い手の確保）

ウ ふるさとワーキングホリデーの活用等によるU I Jターンの促進

エ 若年層の市内企業への就業、定着化に向けた奨学金返済への支援

オ おためし移住や移住体験ツアーなどの体験型イベント、SNSの活用による土別市の認知度向上

カ 地域資源を活かしたシティプロモーション施策の展開による関係人口の創出

キ 官民一体となったスポーツ合宿の里づくりによるトレーニング環境や受入体制の整備・充実

ク 新規・継続チームへの積極的な招致活動の展開と市民と選手の交流を大切にした合宿チームの受入拡大の推進

ケ 宿泊施設の整備・充実による快適な合宿環境の提供

コ 友好都市・愛知県みよし市との持続可能な交流事業の展開による地域間の絆づくりの推進

サ 姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市や台湾との交流活動を通じた国際理解の促進

シ 絆づくり協定による福島県川内村との継続的な交流を通じた地域連携

ス 官民連携による結婚相談や出会いの場を創出するイベントの内容整備と環境づくり

② 人材育成

「第3期土別市人づくり・まちづくり推進計画」に基づき市民一人ひとりが、いきいきと世代を超えて学びあい、多様な学習と交流ネットワークのもと、学んだことをまち

づくりに活かしていくことをめざし、市民の学習機会・環境・体制の充実化を図る。

本市では、農業や観光など産業分野をはじめとして、新たな取り組みへのチャレンジを通して、多くの地域おこし協力隊隊員が活躍しており、任期終了後の定住にも繋がるなど、本市のまちづくり・まちおこしにおいて、重要な役割を担っている。今後も、これまでの行政的な考えや手法にとらわれない民間の考え方や自由度の高い柔軟な発想による活動を、引き続きサポートしていくための態勢を強化するとともに、一層の定住対策の強化が図られるよう、受入体制や仕組みの充実化を進める。また、地域おこし協力隊のみならず、市民のチャレンジへの支援や関連団体及び教育を中心とした各分野との連携による地域の担い手育成も進める。

また、本市職員においては、「士別市職員人材育成・確保基本方針」に基づき、「職員が、自ら学びたいことを、自ら進んで学ぶ『自学自習』を中心」とした、受動的な意識から、自らが積極的に学び・成長することを基本的な考え方とし、各種研修や自学自習を通じて能力や技能の向上を図るための職場環境づくりに努めているほか、「人事評価制度」の運用により、業務遂行に当たっての課題克服や目標達成といった視点を盛り込むことで、職員の意欲向上や意識改革を図っている。

引き続き、こういった取り組みを進めていくほか、専門的見識や技能を有する人材の起用によるまちづくりの取り組みの一層の強化も図っていくなど、今後も変化していく地域環境や住民ニーズに柔軟に対応できるよう、行政としての基盤・体制強化に努めていく。

ア 生涯学習のまちづくりを推進、学習活動機会の充実化

イ 職員の各種研修等への参加や外部との人材交流の継続

③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 移住・定住、地域間交流

- 地域内外の住民との交流・移住促進

イ 人材育成

- 医療：圏域医療体制の充実 保健・医療分野の人材育成
- 福祉：福祉体制の充実 福祉分野の人材育成
- 産業：通年雇用の促進 通年雇用の促進に向けた人材育成

- 教育：大学と連携した人材育成 公開講座等における講師派遣等

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

該当無し

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ スポーツ施設

- ア 指定管理者制度や民間委託の活用
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- エ 統廃合
- オ 建て替え時における施設規模の縮小
- カ 複合化・多機能化(用途転用)

行政が提供すべきサービス内容を見直し、施設の集約化を図っていく。

また、本市が「合宿の聖地」をめざす取り組みとして、スポーツ・交流・宿泊・食の各分野が一体的に取り組みを進めていくことが重要である。そのため、スポーツ施設や宿泊機能を有する施設などの一体的な運営など、さらなる民間活力の導入も含めた検討を進めつつ、サービス水準の向上を図っていく。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本市では、恵まれた土地資源を活かして、大規模で専門的な経営体を中心とする農業が営まれるなか、今日まで食料供給基地として良質な農畜産物を安定的に供給し、食料自給率の向上に大きく貢献してきたが、農家戸数は、昭和30年頃をピークに、米の生産調整をはじめとする農業情勢の変革等によって減少が続いており、平成22(2010)年の794戸から、令和2(2020)年には553戸まで減少している。

また、農家人口も同様に減少が続いており、このため、機械化や共同作業による農作業の効率化に加え、担い手の確保と新たな労働力調整システムによる労働力の確保が喫緊の課題となっている。農家人口の減少は農業生産に必要な農村環境や地域コミュニティの維持にも影響が懸念される。

経営耕地面積については、近年、概ね14,000haで推移していたが、令和2(2020)年には14,000haを下回っている。農家戸数の減少に伴い、一戸当たりの経営耕地面積は拡大傾向にあり、平成22(2010)年の20.8haから、令和2(2020)年には27.0haとなり、29.8%の増加となっている。

経営主の年齢構成は、平成22(2010)年は60歳以上の比率は41.8%となっていたが、令和2(2020)年には59.4%まで上昇しており、著しく高齢化が進んでいる。

このようななか、本市では、農業者はもとよりJA北ひびきをはじめとする関係機関・関係団体との連携・協力のもと、農業・農村の振興と発展に向け、各種対策を講じてきたところであるが、農業の持続的発展と農村生活の安定・向上を実現するためには、物価高騰による農機具・資材価格の高騰のほか、農業経営に深刻な影響を与えている病害虫や野生鳥獣による農作物被害への対応など、課題は多い。

② 林業

本市の森林は、行政面積の約74%にあたる83,099haの面積を有しており、このうち国有林は63,066ha、道有林は5,127ha、市有林は2,624ha、民有林が12,282haとなっている。

農林業センサスで見ると、平成27(2015)年には70人であった林業の就業者は、令和2年(2020)年では48人と減少傾向にあるとともに、高齢化が進んでいる。

森林は、木材の生産をはじめ、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の維持・増進など、多面的・公益的な機能を持っているほか、大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する重要な役割も担っており、計画的な保護・育成が求められている。

昨今は、全国的に豊かな森を取り戻すために森林を育てたり、洪水対策のために植樹をしたりなど、森林の持つ多面的な機能の重要性が認識され、また、台風等の自然災害に備えた、山地災害防止機能の高い森林整備が求められており、社会経済の健全な発展と安全で潤いのある居住環境の保全・形成等に向けた、森林資源の整備充実に計画的に取り組むことが重要である。

木材価格の低迷や造林経費の高騰などにより、森林の保育や除間伐等の遅れ、伐採跡地や未立木地に対する植栽の未実施等が見られることから、森林所有者への造林事業制度の普及啓蒙を図り、適正な施業により、林業経営の改善に努めるとともに、一層の環境整備を推進していく必要がある。

③ 商業

本市の商業は、名寄市と並び、上川北部圏域における中心的位置付けの都市として発展してきたが、近年の人口減少に加え、郊外への大型店進出、都市部など他圏域への消費の流出など、地元商業を取り巻く環境は年々変化してきている。また、近年は、原油の市場価格が高値で推移しているなど、市内中小企業の経営は厳しさを増している。

今後は、一層の人口減少を迎えるにあたり、「まちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）」を拠点とする商店街や中心市街地における消費拡大の取り組み、そのほかサフォークスタンプ協同組合をはじめとする商店街組織のポイントカード事業による取り組み、事業承継を含めた若者の起業支援など、商店街全体の取り組み・組織強化や商工会議所・商工会との連携・基盤強化、時代の変化やあらゆる消費者ニーズに対応した経営戦略が必要となっている。

④ 工業

本市の工業は、木材をはじめとする地場資源型の製造・加工を中心とする業種が多く、そのほとんどが従業員50人未満の小規模事業所であるため、経済変動の影響を受けやすく、近年の物価高騰の影響を受けるなかで、厳しい状況が続いている。近年は、道外に本拠地を有する中堅製造業の誘致、操業も実現しているが、多くの実態としては小規模事業所と個人経営等が主で、経営基盤も脆弱であることから、今後もその育成・近代化を図るとともに、顧客のニーズに即した新製品等開発のための技術者養成や支援体制の強化に努める必要がある。

一方、建設業については、近年の公共事業の縮小によって、厳しい環境下におかれており、市内の一部事業所では、建設業以外の分野への進出による経営の多角化を実施することで基盤維持・強化を図ってきたが、技術者の高齢化や担い手となる若者の市外への流出など、依然として人材育成・確保の面での課題は残る。今後も経営の多

角化に対する対応、構造変化や新たなニーズに対応しうる技術力の向上、人材育成・後継者対策といった、様々な産業振興施策を推進していく必要がある。

⑤ 地場産業の振興と起業の促進

地域経済の活性化や地域の活力を創出するうえで、地域に根ざした地場の産業を育成することは極めて重要であり、地域産業の活性化を図るためには、既存企業の振興に加えて、新たな製品の開発と若者や女性を中心とする起業等への支援、そのほか企業立地促進条例による新規企業誘致も進めていく必要がある。

本市の特徴でもあり地域資源でもあるサフォーク種の羊や地元農畜産物を活用した地場産品の研究開発、商品化が進められるなかで、「ラムジンギスカン」「ラムコロケ」「つくもダック」など数々の特産品も誕生している。また、農業者等による農畜産物の加工販売も盛んに取り組まれている。

⑥ 企業誘致

地場産業の育成と同様に、就労機会の拡大や就業者の安定雇用、さらに所得水準の向上などに結びつく企業誘致は特に重要な施策であり、労働力の確保や受け入れ場所の確保、輸送体系の確立などの諸条件を整備するとともに、各関係機関との連携を密にしながら受入体制の強化に努める必要がある。また、企業立地促進条例や特定遊休財産制度による遊休財産の活用促進を図り、新規企業の誘致を促進する必要がある。

本市では、これまで積雪寒冷という自然条件を活かし、自動車等の試験研究施設のほか、地場資源を活かした石灰鋳業所などの誘致を実現してきた。また、基幹産業の柱である農業振興にも大きな役割を持つ甜菜製糖所が立地しているほか、近年では、養豚による大規模農業生産法人、道外企業による工場の操業や本市観光資源でもあるサフォーク羊の飼養など、新たな企業の誘致が進められている。

原油価格や建設資材の高騰など厳しい経済情勢下にあっては、新たな企業の立地は極めて困難な状況にあるが、近年の誘致事例等のノウハウや自然条件、本市の資源を強みに、長期的展望に立ちながら粘り強く、立地企業の規模拡大や新たな企業の誘致活動を展開していく必要がある。

⑦ 観光・レクリエーション

本市の観光資源には、道立自然公園の「天塩岳」をはじめ、「岩尾内湖」や「羊と雲の丘」、さらには、天塩岳を源流部とする北海道第2の長流「天塩川」が市域を横断しており、ありのままの豊かな自然やすばらしい景観が広範囲に点在している。これらの観光資源を活かした本市ならではの体験型観光やサフォーク羊を活用した観光客の誘引により、国内外の団体・個人観光客など交流人口の拡大を図る必要がある。

また、「士別・和寒・剣淵・幌加内着地型観光推進協議会」による、広域連携での地域PR、「まちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）」を拠点とした観光情報発信などの取り組みも必要である。

今後は、既存施設の効果的活用、観光客のニーズを的確にとらえた製品や環境の充実とともに、道の駅を中心とした商店街との連携によるイベント等の開催など、一層魅力ある取り組みを進めなければならない。

⑧ 雇用

本市の雇用情勢については、近年、有効求人倍率が1.00を上回っており、市内2高校の就職を希望する新規学卒者の就業率は高い水準を維持している。

こうしたなかで、これまで同様、士別地域通年雇用促進協議会を核として、事業者や関係機関・団体・行政が一体となって様々な対策を推進し、雇用機会の創出を図っていく必要がある。

⑨ 勤労者福祉

本市の勤労者福祉については、企業に対する福利厚生事業等への支援によって、一定の環境整備を図ってきた。しかし、今日の勤労者の就業意識や雇用形態の多様化に伴う、ワーク・ライフ・バランスなど男女が共に働きやすい職業生活の実現が求められるなかで、今後一層の労働環境の整備と総合的福祉事業の推進を図る必要がある。

(2) その対策

① 農業・林業 ※法第26条の規定含む

本市の農業・農村が、貴重な財産・資源として持続的に発展するために、「士別市農業・農村活性化計画」において、「豊かで魅力ある農業・農村をめざして」を基本目標に掲げ、「人づくり」、「土づくり」、「持続可能な生産体制」の3つを施策の柱とし、関係機関と連携しながら、ほ場の大区画化、ICTの活用による作業省力化、後継者・担い手対策、労働力確保対策など、農業・農村が安定的に発展していくための環境づくりに努めていく。

畜産においては、飼養技術の向上、公共牧場の活用や基盤整備の実施など、畜産経営の安定化を図るため、地域連携のもと畜産クラスターの活用、担い手の育成・確保や生産基盤の強化による収益性の向上、消費者に安全・安心な畜産物の提供、環境負荷に配慮した魅力ある酪農・畜産の実現と持続的な発展をめざす。なお、サフォーク羊においては、優良種の確保や飼養技術の継承、安定的な生産・供給体制の確立をめ

ざすため、飼養者の担い手確保・育成、計画的な増頭などの取り組みを関係団体と協力して進めていく。

市有林を中心とした森林整備は、北海道や森林組合と協力し、計画的に進める。また、安定した事業の継続と木材供給に努めるほか、新規就労者の育成に取り組む。そのほか、高性能林業機械の導入等、国の施策を活用し、多様なニーズに対応する。

ア 農業

- 将来を担う農業人材の確保と育成に向けた取り組みを推進します。
- 土づくりの推進に向けた輪作体系の維持に欠かせない寒冷地作物であるてん菜や良質な種子馬鈴薯の生産振興
- 将来にわたる安定的かつ継続的な農業生産を支える基盤づくりと持続可能な生産体制の構築

イ 林業

- 市有林の健全な育成による森林資源の充実と持続可能な森林環境の推進
- 森林環境譲与税を活用した適切な私有林の整備と関連する取り組みの推進

② 商業・工業 ※法第27条の規定含む

活気ある商業の構築を図るため、豊富な商品知識と質の高いサービス提供など、魅力ある店づくりに向けた取り組みを推進し、集客力を上げる商店街をつくるための事業や商業団体への支援などのもとに、「まちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）」を拠点とした賑わいを創出する魅力的な商業空間づくりに努める。工業・建設業等は、安定的発展に向けて、地域産業を振興する人材の確保・育成に努めるとともに、経営基盤の強化を図る。

企業の技術力などの向上と経営基盤の強化に向けた取り組みに対する支援に努める。また、地域の特色ある資源を活かした商品開発・起業化に繋がるよう、HPやSNS等を利用した支援制度等の情報提供や「士別市中小企業振興条例」に基づく制度の活用促進、地場製品の販売経路の拡大を図る。

地域内での経済好循環の仕組みを確立するため、上記一連の施策や取り組みを推進していく。

ア 新規開業や地場産業の発展と地域経済の活性化

イ 中小企業の経営基盤の強化や経営の安定化による持続可能な事業運営の推進

ウ にぎわいある魅力的な商業空間の形成による地域の活力向上

エ 円滑な事業承継に向けた支援や相談体制の確立と地域企業の継続

③ 企業誘致

企業誘致については、立地企業の規模拡大や関連企業の誘致などの働きかけを行うとともに、本市の自然・気候・産業などの地域特性を活かした誘致を継続するほか、自動運転やドローンなどの技術革新に対応した、新たな施策展開に向けての検討も進める。

ア 冷涼な気候や自然災害が少ないこと、そのほか特定遊休財産をはじめとする地域資源の利活用による本市の特色を活かした企業誘致活動の実施

イ 基幹産業である農業での企業誘致及び加工施設や保管倉庫といった付帯設備の誘致

ウ 立地企業等との包括連携協定締結による相互協力や所有資産の有効活用

エ トップセールスによる企業訪問等を通じた企業版ふるさと納税の推進

④ 観光・レクリエーション ※法第28条の規定含む

本市の観光資源の魅力を最大限に活かすほかまちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）を中心とする中心市街地の賑わいや魅力向上に取り組み、HPやSNSなどを活用した観光やイベント情報の効果的発信に努める。

令和7(2025)年度策定の「第2次士別市観光振興基本計画」に基づき、観光分野全般にわたる基本的な施策の推進や中心市街地の活性化を図るほか、士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町で構成する「着地型観光推進協議会」による広域連携を強化し、一層の観光振興を図る。

ア 「まちなか交流プラザ（道の駅 羊のまち 侍・しべつ）」を観光拠点とした情報発信の強化と市街地の回遊性・滞在時間の向上

イ 年間を通じた中心市街地の賑わい創出と魅力ある特産品や農産物等の市内消費への意識醸成による経済の活性化

ウ 羊や景観などの地域資源を活かした体験・PRの強化による来場促進と土別の魅力発信

エ 広域連携組織との連携強化による地域資源の魅力発信と国内外からの誘客促進

オ 観光施設の利便性・満足度の向上と持続可能な観光の実現

カ 観光協会や民間団体との連携強化による市内イベントや特産品のPRに関する情報発信と特産品の開発、付加価値向上

⑤ 雇用・勤労者福祉 ※法第29条の規定含む

労働者の雇用機会の確保・拡大とあわせて、地域の創意工夫による就労場所の創出により、労働人口の増加と季節労働者の通年雇用化を推進するとともに、各種助成制度により、労働環境の整備改善と総合的な福祉事業を推進し、勤労者福祉の充実を図る。

急速な技術革新の進展や時代のニーズに即応した人材の育成に向けて、職業能力開発向上に努めるとともに、高年齢者の知識と経験に基づく労働能力の活用により、生きがいと活力ある地域社会づくりを進める。

ア 地域雇用の安定と高齢者を含めた労働力の確保による持続可能な就業環境の形成

イ 企業の人材育成や職業能力の向上による地域産業の基盤強化

ウ 労働環境の整備と勤労者福祉の充実による働きやすい地域づくり

⑥ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 地域資源を活用した観光と地場産品の振興

- 観光協会等支援
- 観光施設等の整備・運営
- イベント情報等の共有と相互参加・PR
- グリーンツーリズム事業

イ 鳥獣被害防止対策の推進 鳥獣被害防止対策事業

ウ 通年雇用の促進

- 通年雇用の促進
- 人材育成

- エ スポーツによるまちづくりの推進 広域スポーツ振興事業
- オ 低炭素社会に向けた取り組みの推進 森林保全事業

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	①農業	農業農村整備促進費活用事業	士別市	
		国営かんがい排水事業風速多荷地区負担事業	国	
		新基本計画実証・農業構造転換支援事業(中知産化支援)	士別市	
	(9) 観光又はレクリ エーション	日向保養センター整備事業	士別市	
		羊と雲の丘観光施設整備事業	士別市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	①第1次産業	甜菜作付振興事業	寒冷地域の基幹作物である甜菜の安定的な生産振興を図る。	士別市
②その他	地域循環型住宅リフォーム促進事業	地元建設業者を活用した住宅改修への助成により地域経済の好循環を推進する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
士別市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

本項「3 産業の振興」(2)及び(3)、(4)記載の内容とする。

(5) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ 観光・レクリエーション施設、産業振興系施設

- ア 指定管理者制度や民間委託の活用
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え

ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

エ 統廃合

オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

行政が提供すべきサービス内容を見直し、施設の統廃合などを進めつつ、さらなる民間活力の導入を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① 交通

本市においては、旭川市と稚内市を結ぶJR宗谷本線や都市間高速バスなどの、広域的な公共交通のほか、市域内においては、主要集落間・主要施設の接続や市街地を循環する路線バスをはじめ、朝日地区内で運行するコミュニティバスが地域住民の足を守る公共交通となっている。

JR北海道においては、乗用車が一般的な交通手段として定着していることによる利用者の減少や北海道の広大な面積のなかで、多くの路線を維持するためのコスト面の問題等により、経営は非常に厳しい状況となっており、料金やダイヤ改正、地方路線存廃の検討など、多くの課題に直面している。

また、路線バスは、自家用車が利用できない市民にとって、重要な交通手段の一つであるが、広い市域内の分散した集落間を結ぶ運行系統が多いため、利用者の減少が続くなか、ほとんどが不採算路線となっている。このため、バス事業者の赤字と市の財政負担は増大する傾向にあるが、人口減少や少子高齢化社会のなかで、従前どおりの運行が極めて厳しい現状となっている。

そこで、本市では、令和7年度に「士別市地域公共交通計画」を策定し、生活交通の利便性向上や、持続可能な公共交通となるよう路線バスの運行体制の見直しや、多様な交通モードの導入の検討、公共交通の利用促進など、計画に基づく各種施策を積極的に展開している。

② 情報・通信

高度情報社会の到来により、様々な情報システムが社会や経済をはじめ、個人の豊かな生活を支えるとともに、パソコン・スマートフォンなどの情報機器やインターネット環境などの情報通信網の飛躍的改善と普及が、市民の暮らしや地域産業のあり方を大きく変えてきているほか、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に、20歳代前半の人口は団塊ジュニア世代の半分程度に止まるとされており、地域・官民を問わず、若年労働力の深刻な確保不足が見込まれる、いわゆる「2040年問題」への対応に迫られている。

国においては、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月25日閣議決定)でデジタル社会のめざすビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられ、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において取り組みの方向性を示している。

地方自治体のDX推進に関しては、「自治体DX推進計画」において示されるとおり、今後急速な人口減少が見込まれる中、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータの活用により住

民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげる必要がある。

これらに加え、地上デジタルテレビ放送の難視聴地域に整備している中継局や弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を住民まで瞬時に伝達するために整備している全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害時に全道的に被害情報や気象情報の共有と避難指示を発信するために整備された北海道防災情報システムなどの設備については、設置から時間が経過しているため設備の整備や更新の必要がある。

（２）その対策

① 交通 ※法第 31 条の規定含む

移動手段の確保は、市民の生活に欠くことのできない基本的なインフラであり、効率的な運行に取り組むなかで、持続可能な公共交通を維持する必要がある。

都市間の移動に欠かすことのできない鉄道は、路線存続に向けて「宗谷本線活性化推進協議会」を中心に、国や北海道、ＪＲ北海道への要望を行うほか、利用実態に基づいた利用促進策に取り組む。

市民の足として欠かすことのできない路線バスについては、士別市地域公共交通活性化協議会を中心に、地域住民や利用者と意見交換などを行うことで、より効率的で利便性の高い運行形態の維持に努めるとともに、多様な交通モード導入の検討や利用者の拡大等に向けた活動を行う。

ア 「宗谷本線活性化推進会議」を中心に、沿線自治体と連携したＪＲ宗谷本線の利用促進や維持に向けた取組の実施

イ バス事業者や地域との連携による実情に応じた運行体系の最適化と新たな交通モードの導入に向けた次世代モビリティ推進会議を中心とする実証・検討

ウ 朝日地区におけるコミュニティバスの運行

② 情報・通信 ※法第 30 条の規定含む

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をめざすことを基本に、デジタル技術やデータの活用により、行政サービスをはじめとする各種施策の効率化と質の向上を進める。

ア ICT技術の活用による自治体業務の効率化と窓口サービスの向上や新たな市民サービスの創出

イ 医療や年金、各種手続きなど日常生活におけるマイナンバーの利用促進とスマートシティに向けた調査研究

ウ オープンデータの拡充による市民への情報発信の強化と民間事業者等によるアプリ開発などの行政データの民間活用推進

エ ICT活用の基礎となる住民情報のセキュリティ対策の徹底による安全な情報管理体制の構築

オ 地上デジタルテレビ放送の難視聴地域に設置する中継局や共聴施設の機器更新

③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 地域公共交通の確保

- 生活バス路線の維持・確保
- 多様な交通手段の確保
- 複合交通センター管理運営

イ 交通ネットワークの形成

（３）計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	① テレビ放送中継施設	テレビ中継局及び共同受信施設等整備事業	士別市	

（４）公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ その他施設

ア 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

イ 現状維持または拡大

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

○ 道路・橋梁 ※交通は「4 地域における情報化」に記載

本市では、士別地区の中央部を南北に縦断する国道40号と中心市街地から西方に走る国道239号、さらには朝日地区を通過する道道士別滝の上線を主要幹線として、一般道道14路線と市道725路線の道路網によって、市民生活や産業活動の基盤を形成し、それぞれ計画的な整備が進められている。

これらの道路の総延長は1,053.5kmで、このうち国道が33.6km、道道が183.0km、市道が836.9kmとなっている（令和7年3月31日現在）。一方、北海道縦貫自動車道（旭川～名寄間）の建設が順次進められており、平成15(2003)年度には、士別剣淵 I Cの供用が開始され、現在、士別剣淵 I Cから名寄までの24kmについては新直轄方式により整備が進められている。こうしたなかで、北海道縦貫自動車道（士別剣淵 I C～名寄間）の円滑な事業展開や国道・道道の一層の整備促進とともに、これらへのアクセス道路網の整備など、広域的ネットワークを視野に入れた道路網の充実を図っていかねばならない。

また、本市道路網の79.4%を占める市道の整備については、国道が100%、道道95.1%の舗装率であるのに対し、市道は49%という現状（令和7年3月31日現在）にあり、今後とも計画的な整備と維持管理を進めていく必要がある。特に、都市計画街路については、均衡ある発展と市街地の道路網の骨格をなすという重要な役割を担っていることから、街路整備計画に基づき、整備の進捗を図る必要がある。また、このほかの市街地内道路についても、生活環境の向上の面から、生活道路整備や歩道のバリアフリー化などを一層進めていく必要がある。

橋梁については、国道17橋・道道93橋・市道358橋（令和7年3月31日現在）となっているが、架設後の経年によって老朽化の進んでいる橋梁や幅員の狭い橋梁もあり、長寿命化計画に基づいた架替や修繕が必要である。また、道路灯についても老朽化していることから更新を進める必要がある。

一方、特別豪雪地帯にも指定されている本市においては、冬期間の安全で快適な道路交通の確保は重要な課題であり、国・道との相互連携のもとに、雪寒機械の導入や除排雪体制のさらなる拡充に努めるとともに、流雪溝や融雪溝においても、機器類の更新時期等を鑑みながら、適切かつ効率的な維持管理と更新を進める必要がある。

(2) その対策

安全で快適な交通網の実現のため、国道・道道を広域幹線とした市街地道路網の整備は、「都市計画街路」の位置付けを計画的に見直すなかで、市街地形成の的確な将来予

測を行い、市街地の均衡を図るため整備箇所の検討を行う。

北海道縦貫自動車道の整備については、沿線地域における影響に十分配慮し、国と調整を図りながら、早期完成をめざす。

橋梁の長寿命化を図るとともに、生活道路や歩道のバリアフリー化など、適切な維持管理や効率的な更新を行う。道路灯について、エネルギー効率が高く長寿命でメンテナンスコストの削減が期待できるLED灯に更新を行い、環境負荷軽減や維持管理費縮減に努める。

冬期間の快適で安全・安心な生活環境の実現に向けて、国や北海道との連携のもと、幹線道路や生活道路の除排雪を行う。また、地域住民の協力のもとに、流雪溝や融雪溝の維持管理と利用促進に努める。

① 都市計画道路の整備検討

地域・地区の現状と市街地の将来予測を行い「士別市都市計画マスタープラン」に位置付けられている街路の見直しを行い、計画的な整備に努める。

② 安全安心な道路環境

ア 橋梁の長寿命化や歩道のバリアフリー化、道路等のLED化など安全な道路環境の整備

イ 北海道縦貫自動車道の整備促進

ウ 道道士別滝の上線の早期完成促進

③ 冬期間の快適な道路環境

ア 除排雪体制の充実

イ 除雪機械の更新・整備

ウ 流雪溝と融雪溝の適切な維持管理

④ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

各種期成会活動の推進

（3）計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	①道路	市道整備（補助）事業	士別市	
	②橋りょう	橋梁整備（補助）事業	士別市	
	(6) 自動車等			
	①自動車	除雪機械整備事業	士別市	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

○ 道路・橋梁

今後の維持管理について、一部幹線道路において、舗装合材を長期にわたり良好な状態を保つことができる素材を採用しており、今後も修繕や改良とあわせて、長寿命化の取り組みを実施する。一方、橋梁においては、老朽化に対する安全性確保に向けた取り組みとして、法令に基づき5年に1度の近接目視による点検を実施しており、施設長寿命化に向け、今後も、「土別市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく維持管理を行っている。

行政面積が広い本市では、道路の延長や橋梁数が多い状況にあり、維持管理費も多額となっているが、市民生活の基盤となる施設であるため、予防保全型の手法をはじめ、より効率的・効果的な維持管理手法によって、計画的に修繕などを実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道

本市の水道事業は昭和28(1953)年の給水開始以降、4期にわたる拡張事業に取り組み、令和6年度末における普及率は85.2%に達しており、市民の生活環境の向上や急速な経済成長への水需要に対応してきたが、近年では人口減や節水意識の高まりによる水需要低下など、水道事業を取り巻く情勢は厳しさを増している。

浄水施設能力は、全体で1日最大給水量10,600m³の能力を有し、東山浄水場では1日最大給水量9,900m³の能力で、温根別地区や多寄地区に給水しているが、多くの施設は老朽化が進み将来において更新需要が増加していく見込みである。

浄水施設と同様に、老朽化した配水管についても計画的な敷設替えが必要であり、あわせて災害時における給水拠点への供給を確保する事業も進めなければならない。

このような状況に対応していくため、経営基盤の強化が不可欠であり、適切な財源の確保について検討が必要となる。

② 下水道

本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理施設整備事業により衛生的で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めてきた。

士別処理区の公共下水道事業は、昭和36(1961)年の事業着手、昭和49(1974)年に士別下水処理場の供用を開始し、令和6年度末における処理区域面積は612.0haとなり水洗化普及率は99.7%となっている。

朝日処理区の特定環境保全公共下水道事業は、平成6(1994)年の事業着手、平成12(2000)年に朝日浄化センターの供用を開始し、令和6年度末における処理区域面積は95.0haとなり水洗化普及率は85.4%となっている。

公共下水道処理区域以外は、農業集落排水事業や個別排水処理施設整備事業の利用を推進し、普及促進に取り組んでいる。

供用開始から45年が経過した士別処理区では、平成17(2005)年より合流式下水道区域の完全分流化をめざす合流改善事業を継続して実施、令和7(2025)年には「士別市下水道ストックマネジメント計画」を策定し、老朽化する士別下水処理場やマンホールポンプ所の機械、電気設備の計画的な施設更新を図っている。

これまで整備してきた多くの施設は、順次耐用年数を迎えることとなるが、更新需要の増加に向けた財源確保のため、将来を見据えた施設規模の見直しや経費削減、適切な使用料の設定などを進めていかなければならない。

③ 安全・安心な地域づくり

安全で安心して生活できる地域社会は、市民みんなの願いであるなか、犯罪や事故、災害など、私たちの暮らしを脅かす要因は多岐にわたっており、特に特殊詐欺等の犯罪被害が全国的に増加し、その形態も多種・多様化するなど市民の不安は広がっている。このようななかで、平成18(2006)年に制定した「士別市安全で安心なまちづくり条例」を基本に、関係機関や団体の連携のもとで様々な取り組みを進めてきたところである。

引き続き、警察、防犯協会、消費者協会、交通安全運動推進委員会等の関係機関・団体、さらには自治会、学校、PTA、各種事業所など、多くの市民の協力によって、交通安全運動や防犯対策、悪質商法対策や消費者力の向上など、様々な啓発活動を継続的に行い、安全・安心な社会づくりに努めていく必要がある。

また、本市の災害については、特に多いのは風水害となっており、近年では、平成28(2016)年の台風や令和5(2023)年の大雨により、床上浸水のほか、道路・河川への被害などが発生している。なお、地震については、極めて発生が少ない地域であり、過去に発生した地震で人命や住家に被害が生じた記録は認められないが、平成30(2018)年の北海道胆振東部地震では、市内全域が停電となった経緯がある。

近年は地震をはじめ、全国的に大規模な災害が数多く発生しており、防災に対する意識の高まりや様々な災害に対応するため、「士別市地域防災計画」等に基づき、非常時における防災体制や危機管理体制による迅速な対応ができるように努めている。

④ 環境保全活動

今日の環境問題は、日常生活や産業活動に起因する生活型公害から、温暖化やオゾン層破壊など生命の危機に至るような地球規模の問題まで、複雑かつ多様化しており、国際連合では、「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、資源・エネルギーの大量消費をはじめとする大量生産・大量廃棄型の社会経済活動がもたらしてきた環境への負荷に対する反省のもと、その対応を世界規模で進めている。

こうしたなか、平成23(2011)年に、本市の豊かで美しく良好な環境の保全・創造を掲げた「環境基本条例」を策定したところであり、条例の施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29(2017)年には「環境基本計画」を策定し、地域の環境保全等に

努めてきた。また、国が提唱するカーボンニュートラルの実現に向けて、本市においても「2050年ゼロカーボンシティ」を宣言し、新たに「地球温暖化対策実行計画」を策定したほか、引き続き「土別市地球温暖化対策職員実行計画」に基づく取り組みを進めている。

今後もこれらの活動を前進させるとともに、すべての市民の総意と行動によって、地域の環境保全や地球環境問題の対策に取り組んでいく必要がある。

⑤ ごみ処理

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄による資源の浪費と環境負荷の激増に対する反省から「循環型社会」の形成へと廃棄物処理の方向が大きく転換している状況にあるなかで、本市においては、市民ぐるみのリサイクル運動を展開するとともに、近隣2町との広域連携による容器包装の完全分別収集と中間処理などを実施している。

生ごみについては、平成25(2013)年度から市内全域での分別収集を開始、川西町のバイオマス資源堆肥化施設において堆肥化し、堆肥の販売によって市民に還元しており、今後も適正な排出方法の周知等を図り、適正処理に努めるほか、し尿については、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後も適正な処理に努めるため、計画的な施設整備を進める。

また、平成29(2017)年度からは、「環境センター」が供用開始となり、効率的なごみ処理による環境への一層の負荷低減を図っているほか、さらなるごみの減量や分別・再資源化を推進し、ごみ処理全般に関する費用の縮減と埋め立て量抑制による最終処分場の長期使用に向け、令和元(2019)年10月からは、「家庭ごみ有料化」の取り組みもスタートさせた。

今後も、市民や事業所の十分な理解と協力のもと、一層のごみの発生抑制と再利用・再資源化等を推進するとともに、収集車両や機器の計画的整備に努め、分別収集体制を確保する。

⑥ 消防・救急

近年、全国各地において大規模地震や大雨等による被害が発生しており、迅速かつ的確な災害対応が求められている。このため、国が定めた「消防力の整備指針」に基づき、地域の実情に応じた計画的な消防力の整備により、効率的で効果的な消防体制の充実を図る必要がある。

また、急速な高齢社会の進行に伴う救急需要の増加や医師・看護師不足の影響が

ら、地元医療機関への救急搬送が困難になり、他市医療機関への搬送が増加傾向にあるため、1件あたりの救急出動時間が増加している。このことから、効率的な救急体制の構築、救急隊員の技術の向上を図るとともに、救急自動車の整備更新や市民に対する応急手当の普及・啓発を進めていく必要がある。

消防団においては、過疎化や高齢化等により、団員の確保が困難な状況が続いている。地域防災の要であり地域の身近な支えであることから、今後、消防力の維持・強化のため組織体制や施設、装備品の見直しを図る必要がある。

予防活動については、自主防災組織の育成や幼少年消防クラブ等の指導を推進し、市民の防火防災意識の高揚を図る必要がある。

⑦ 公営住宅

公営住宅は、単なる住宅施策のセーフティーネットにとどまらず、地域の持続的発展を支える重要なインフラである。

令和6(2024)年度末における本市の公営住宅は、市営住宅が26団地998戸、特定公共賃貸住宅が3団地32戸、その他市管理の住宅が3棟14戸、道営住宅が1団地3棟60戸となっている。これら道営住宅を除く公営住宅1,044戸のうち、耐用年限が全経過したものが284戸、耐用年限の半期を経過したものが230戸となっている。

近年の人口減や少子高齢化にともなう需要の減少や住宅ニーズの変化等により、老朽化した公営住宅ストックが増加しており、その需要を見極めながら、「士別市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な管理戸数となる施策や老朽化したストックの用途廃止、解体などが必要となっている。

⑧ 空き家

近年、人口減少や高齢化、住宅に対する社会的ニーズの変化などに伴い全国規模で空家等の問題が深刻化しており、そのなかでも適切に管理が行われていない空き家等が増加し続け、地域環境の悪化など深刻な影響を及ぼしている。

本市においても空き家が増加していることから、令和2(2020)年に策定した「空き家等対策計画」に基づき対応を行っているが、長年放置され管理されない空き家は継続して増加している。

空き家を次世代に円滑に引継ぐことを目的とした「空き家・空き地バンク」を立ち上げ、一定数の空き家の流通に寄与しているが、老朽化した空き家は居住に適さない

ものや、長期間放置された空き家は所有者不明など権利関係が複雑なものが多く、空き家の利活用は進みにくいのが現状である。

⑨ 公園・緑地・河川

本市においては、令和5(2023)年度末時点で、都市計画対象公園として、各1カ所の総合公園・運動公園をはじめ、4カ所の緑地と21カ所の街区公園、さらに墓園1カ所の合計28カ所の都市公園があり、総面積は129haで、市民一人あたりの公園面積は77㎡となっている。

休憩・スポーツ・レクリエーションなど、市民の多様なニーズを踏まえ、より機能性の高い公園の整備を図っていく必要がある。また、供用開始から相当の年数が経過した公園施設も多いなか、安全性の確保の観点から、「土別市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な整備・修繕等を実施している。一方、人口減少に伴う、公園緑地の機能の見直しや集約についても検討する必要がある。

また、河川については、市内には、天塩川や剣淵川などをはじめ、法定河川として、一級河川及び二級河川があわせて1水系42河川あるほか、土別市が管理する普通河川が164河川となっている。近年は大雨をはじめ、全国的に大規模な災害が数多く発生しており、防災に対する意識が高まっているなか、氾濫への対策等をはじめとする河川の適正な管理が求められている。

(2) その対策 ※法第32条の規定含む

① 水道・下水道

上下水道は、日常生活から産業活動に至るまで、あらゆる面で欠かすことのできない重要なライフラインとして、その機能の確立が求められている。

本市では、施設の整備から維持管理への転換期を迎え、将来人口の推移や水需要の変化を勘案して策定した「土別市水道事業経営戦略」、「土別市下水道事業経営戦略」に基づき、目標や取り組みの見直しを行いながら計画的・効率的な施設の更新を継続していくことで、引き続き安定したサービスの提供と災害に強い施設づくりに努める。あわせて、排水処理区域外の水洗化への普及促進や啓発、水洗化資金貸付制度の活用促進により、水洗化率の向上をめざす。

ア 給水機能の安定確保と水道施設の長寿命化による安心な水環境の整備

イ 下水道施設の安定した処理能力の確保と施設の長寿命化、処理区域外における個別排水事業の推進

ウ し尿処理施設の安定した処理能力の確保と施設の長寿命化

エ 水道利用組合に対する補助による施設の適正な維持管理

② 安全・安心な地域づくり

安全・安心な地域づくりに向けて、関係機関や団体との連携・協力による取り組みを継続するとともに、自治会組織への支援とコミュニティ活動の活性化を促進し、多様化する地域課題に対し、主体的・自主的な解決を図りうる地域コミュニティの形成を進める。

また、台風等による風水害や地震などの自然災害に強い安全・安心なまちづくりをめざして、「土別市地域防災計画」に基づき、市民や行政が一体となった総合的な防災体制の確立に努めるほか、防災対策の充実はもとより、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の設立・育成など、自助・共助の取り組みを一層推進し、災害予防対策にも努める。

市民の生命や財産、暮らしの安全を確保し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立する。

ア 関係団体との連携による各種啓発活動や情報発信に基づく防犯・交通安全、消費者意識の高揚と消費者被害の防止

イ 交通安全施設の維持整備による安全性の向上や交通事故の発生防止

ウ 防災資機材の計画的な整備・更新と災害対策のDX化による緊急時にも迅速に対応できる危機管理体制の確立

エ 災害時の適切な行動に向けた情報発信と防災訓練への参加を通じた市民の防災意識向上

オ 地域との連携した自主防災組織の体制整備支援や個別避難計画の策定による防災体制の強化

カ 大規模災害に備えた食料や日用品などの計画的な備蓄

キ 全国瞬時警報システム（Jアラート）、北海道防災情報システムの本体設備及びアンテナ等付帯設備の設置及び更新

ク 自然災害による被害が想定される区域や避難所、避難経路などの地図上に明示する「ハザードマップ」の作成や更新

③ 環境保全活動・ごみ処理

豊かで美しく良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民との協働による総合的・日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、市民や事業者、市が互いに協力し、資源循環型社会の構築とごみ減量化に繋がる「5R」の取り組みを進める。

また、「土別市環境基本計画」に基づき、地域社会が行う自主的・積極的な環境配慮への取り組みを推進する。

ア 「レジ袋削減協定」に基づく使用抑制とマイバッグ持参率調査を通じた啓発活動の推進

イ リユース容器（繰り返し使用できる容器）使用の推進

ウ 春秋の自治会一斉清掃の呼びかけなど市民団体による有価物回収の推進

エ ごみ分別コンテナの活用促進による分別徹底、排出抑制の推進

オ 市民への適正な分別排出に関する周知の徹底やごみ収集車両の計画的整備更新による効率的な収集体制の充実

カ リサイクルセンター施設の機器整備による再資源化効率の向上

④ 消防・救急

消防車両や安全装備品等を計画的に整備するとともに、消防職団員に対する研修を実施し、あらゆる災害に対して迅速かつ的確に対応できるよう消防力を高め、市民の安全・安心な暮らしを支える活動体制を確立する。

市民一人ひとりが互いの命を守るため、応急処置知識の普及に努めるとともに、救急救命士の技術向上や隊員間の連携強化を図るなど、救命救急体制の確立に努める。

- ア 消防車両等救助資機材や安全装備品の拡充に向けた計画的更新
- イ 上水道消火栓の計画的な新設と取替えによる消防力の維持・強化
- ウ 高規格救急車の更新及び救急救命士の計画的な採用による救急体制の充実
- エ 各関係機関との連携強化による救急業務の高度化
- オ 救急講習会等の実施による応急手当の基礎知識普及、地域における消防訓練の指導・防火教育等による啓発活動の強化
- カ 消防指令センター・デジタル無線設備の計画的更新によるシステムの適切な維持管理
- キ 災害時における人命救助の迅速化に向けた無人航空機（ドローン）の活用、組織や施設の見直しによる消防力の維持・強化

⑤ 公営住宅

公営住宅においては、少子高齢化や人口減、公営住宅の需要減少に対応するため、「士別市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な管理戸数を目指すとともに、公営住宅ストックの計画的な保全や更新と長寿命化による居住性や安全性等の維持を行い、ライフサイクルコストの縮減に引き続き取り組んでいく。

- ア 空き家等の適正な管理と空き家・空き地の流通や発生抑制による総合的な対策の実施
- イ 公営住宅ストックの計画的な保全や整備による居住性や安全性の向上
- ウ 「公営住宅等長寿命化計画」に基づく定期的な見直しによる改善、更新、用途廃止の計画的推進

⑥ 空き家対策

空き家の問題に対しては、「士別市空き家等対策計画」に基づき、長期間管理されていない空き家の所有者に対し、適正管理を促すことはもとより、適切に管理された活用可能な空き家は、貴重な地域資源として利活用することが必要となることから、士別市空き家・空き地バンクをはじめ、空き家の発生を抑制するための取組を進めている

く。

⑦ 公園・緑地・河川・土地利用

快適でうるおいのある生活環境づくりの実現に向けて、「士別市都市計画マスタープラン」や「士別市緑の基本計画」に基づきながら、市民のニーズに対応した公園・緑地の整備に努めるとともに、「士別市公園施設長寿命化計画」による施設の更新などを進める。河川については、天塩川水系や小規模河川など、災害に強い河川の整備を進めるとともに、自然環境を活かした快適な河川空間の確保に努める。

ア 公園施設の長寿命化と適正配置、緑の維持保全、公園灯のLED化

イ 動植物に配慮した河道整備や障害物除去、自然と調和した河川整備

ウ 住民生活の安全・安心の確保に向けた国や北海道に対する整備促進の要望

エ 土地利用の実態調査に基づく将来を見据えた市街地形成と人口減少・少子高齢化を見据えたコンパクトシティの実現

⑧ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 廃棄物処理施設の広域利用の推進

- 一部事務組合等の広域処理の推進
- 広域処理施設の整備

イ 水道水質検査業務の連携 水道水質検査業務

ウ 消費生活相談事業の連携 広域消費生活相談事業の推進

エ 物流網効率化の推進 圏域物流研究

オ 防災

- 天塩川流域圏豪雨災害対策職員研修
- 災害時の相互応援体制の整備

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の整備	(1) 水道施設				
	①上水道	旧簡水地区水道施設整備事業	士別市		
	(2) 下水処理施設				
	①公共下水道	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	士別市 士別市		
	②農村集落排水施設	農業集落排水施設整備事業	士別市		
	③地域し尿処理施設	個別排水処理施設整備事業	士別市		
	(3) 廃棄物処理施設				
	①ごみ処理施設	環境センター整備事業	士別市		
	②し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	士別市		
	③その他	バイオマス資源堆肥化施設整備事業	士別市		
	(4) 火葬場	火葬場整備事業	士別市		
	(5) 消防施設	消防救急デジタル無線部分更新事業 高機能消防指令センター情報系更新事業	消防署 消防署		
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
	②環境	普通財産環境整備事業	活用が見込めない普通財産の維持コスト削減と周辺環境の悪化防止ため、公共施設マネジメント計画に基づき、民間への売却や計画的な解体撤去を推進する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	(8) その他	取集車両等整備事業 街路・公園LED化事業 防災対策推進事業 消防資機材整備事業 消防車両等整備・更新事業		士別市 士別市 士別市 消防署 消防署	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 水道・下水道

今後の水道施設の維持管理については「士別市水道事業経営戦略」のとおり、水道施設のあり方や適切な整備方針を具体的に示したビジョンを策定したうえで維持管理を行う。下水道施設について、「士別市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、施設及び管路の適切な維持管理と長寿命化を図る。

なお、市民生活の基盤となる施設であるため、予防保全型の手法をはじめ、より効率的・効果的な維持管理手法によって、計画的に修繕などを実施する。

② 公園

本市では、令和7(2025)年から令和16(2034)年の10カ年を計画期間とした「士別市公園施設長寿命化計画」を策定している。

今後は、この計画に基づき、日常・定期点検の実施などのもと、施設の劣化予防や危

険施設の早期発見などにより、予防保全型の維持管理を実施するとともに、長寿命化を図る。公園は、市民生活を豊かにする施設であり、利用が著しく低い公園を除き、引き続き維持・管理していくことが望ましいといえる。ただし、今後は一層の人口減少が想定され、公共施設に充てられることのできる財源も限られていくため、市民との協働による維持管理の方向性を検討する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 保健・健康づくり

近年の生活環境や生活スタイルの変化に伴い、幼少期からの生活習慣に基づく生活習慣病が若年期から潜在化している傾向にある。

また、脳血管疾患や、虚血性心疾患、がんなどの、生活習慣病が死因の多くを占めており、予防対策として、各種健診の定期受診がしやすい体制の整備や広報活動の充実を図るとともに、健診後の生活習慣の見直しにより、生活習慣病発症予防や重症化予防を図っていくことが重要である。

② 福祉・介護・社会保障

現在の本市における高齢化率は、43.1%（令和7年3月末現在）と極めて高く、生産年齢人口の減少などに伴い、今後も上昇傾向にあると予測される。

また、団塊のジュニア世代が65歳を迎える2040（令和22）年には、医療・介護ニーズを抱える方や認知症高齢者、独居高齢者なども増加する見込みであることから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の一層の推進が必要である。

住民や地域の多様な主体が協働して参加し、人と人、人と資源が分野を超えて繋がることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現をめざす必要がある。

本市におけるひとり親家庭は、令和2年度末では約189世帯となっており、近年は横ばいで推移しているが、ひとり親家庭となった理由の多くは離婚であり、社会的・経済的に問題を抱え、生活基盤が不安定になりがちである。このため、就業機会の促進と就業の場の確保を図り、自立に関する相談や指導を充実するほか、保育対策や経済的自立支援策としての各種手当、貸付制度の拡充を図っていく必要がある。

さらに、乳児・幼児を抱えたひとり親家庭の就業のため、市立保育所への優先入所や延長保育、休日保育など一層利用しやすい体制づくりを進めていく必要がある。

③ 子ども子育て支援

急速な少子化の進行、共働きの増加、働き方の多様化など、子どもや子育て家庭をはじめ、地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、こうした子育て環境の変化のなか、多様な児童福祉ニーズへの対応が求められている。特に、子育てと仕事の両立に対する負担感の増加や核家族化を背景に、家庭内で孤立し子育てに悩む保護者も多く、すべての子育て家庭、すべての子どもに対する支援の充実が必要である。

本市では、市立認可保育所2施設、認定こども園1施設、地域保育所1施設、事業所内保育所1施設の合計5施設で、保育サービスを提供している。

このような状況のなか、安心して子どもを産み育てることができる社会環境の整備に努めることを基軸に、多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の実施、延長保育や休日保育に対応した特別保育推進事業の実施、さらには子育ての悩みや育児不安の家庭を支援する子育て支援センター運営事業、つどいの広場運営事業などに取り組んできたところであるが、今後においても一層の教育・保育の質の向上とあわせ、保育士等の従事者確保に努める必要がある。また、就労等により保護者が留守になっている児童の保育と健全育成を図るために小学校6年生までの児童を対象とした放課後児童健全育成事業をほくと子どもセンター及びあけぼの子どもセンター等で実施しているほか、農村地区においては、学校の空き教室等を利用した放課後子ども教室を実施し、各小学校区において放課後の居場所を整備している。

障がいのある子どもへの支援では、発達の遅れや障がいのある児童などに指導等を行うため、「こども通園センター のぞみ園」、「放課後等デイサービスセンター 青空」を設置している。

あわせて、「児童相談支援センター 虹」を相談支援の拠点として「放課後等デイサービスセンター 青空」や「こども通園センター のぞみ園」、保健福祉センター、保育所等の関係機関と連携した支援体制を整えている。

また、「こども家庭センター」を設置し、子どもや妊産婦、子育て世帯を対象に一体的な相談支援に努めている。

④ 地域福祉

近年の社会情勢は、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加、家族の絆の希薄化、非正規雇用の増加など、生活上の支援を要する人々を取り巻く課題が複雑・多様化している。また、社会からの孤立や孤独死、認知症等による行方不明、災害時要支援者の増加、消費者被害の拡大などのほか、介護や医療を取り巻く日常生活上の困り事を抱えている人も増加している。

こうした様々な生活課題に対応し、障がいのある人もない人も、お年寄りも若者も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、「地域福祉」を推進していく必要がある。

(2) その対策 ※法第18条第4項及び第33条の規定含む

① 保健・健康づくり

すべての市民が健康で安心して暮らせるよう、生涯にわたる健康づくりを支援するため、「第2期士別市健康長寿推進計画しべつ21」及び「第4次士別市食育推進計

画」に基づき、それぞれのライフステージに応じた適切な健康づくり活動を推進するとともに、市民や地域団体、保健医療福祉関係者、学校、事業者、行政等が一体となって、健康づくりに取り組むことができるよう、環境整備を進める。

また、医療との連携のもと、保健指導や相談体制の充実に努めるとともに、妊産婦や子育て中の母親等に対する支援、各種健診（検診）の受診率向上、生活習慣病の予防と重症化予防、がんなどの早期発見や治療に繋げる。あわせて、健康づくりには欠くことのできない「食」について、関係機関と連携して食育の普及を図り「食」を通じた健康づくりを推進する。

ア 地区担当保健師・栄養士による家庭訪問や健康相談、健康教育等による健康づくりの推進

イ 妊産婦・乳幼児への相談や健診等を通じた母子の健康保持と子どもの成長発達の促進

ウ 保健指導の実施による生活習慣病等予防可能な疾患の発症・重症化予防の推進

エ がん検診の受診体制づくりと受動喫煙をはじめとしたがんのリスク要因に関する周知・啓発

オ 予防接種による個人の健康保持と重篤な疾患の予防

カ 健康な体を育む食習慣改善の推進

キ 熱中症への対策や予防などの注意喚起、啓発

② 福祉・介護・社会保障

すべての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加できるやさしいまちをめざし、「第5期土別市地域福祉計画」に基づき、総合的・計画的に福祉施策を推進する。人や団体などが行政と共同で地域福祉を進めるよう、地域福祉の理念の普及・啓発に努めるとともに、ボランティアなど、その担い手確保を含めた支え合いの仕組みをつくる。また、認知症高齢者や障がい者等が地域で安心して生活できるよう、権利擁護の支援体制づくりを進める。

ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、相談支援体制の充実に努めるほか、自立支援協議会や相談支援センター、職親会などとの連携のもと、障がい者の支援充実に努める。

「土別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年毎に策定し、在宅・施設

サービスをはじめ、介護予防、高齢者の生きがいづくり、生活支援体制の整備などを推進する。

国民年金制度について、受給対象者が申請漏れによる不利益が生じないように制度の周知徹底を図る。国民健康保険では、特定健康診査・特定保健指導を実施し、被保険者の健康づくりに取り組むとともに、医療費の適正化を図り国保会計の安定した運営に努める。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の活用による生活困窮世帯への適切な支援に努める

ア 地域包括ケアシステムの深化に向けた医療と介護の連携強化、認知症対策や生活支援体制の整備

イ 障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とした障がい福祉サービス等の支援体制の確保

ウ 施設入所から地域生活への移行、生活の継続支援、就労支援に対応した相談、支援体制の充実

エ 障がい児のライフステージに応じた支援体制の充実

オ 障がい者等のニーズに応じた生活支援の充実や障がい特性に配慮した意思疎通支援体制の確保

③ 子ども・子育て支援

すべての子どもたちが、この地域において安全に安心して成長できるよう、「土別市子どもの権利に関する条例」の普及・啓発に努めるとともに、子どもの最善の利益を第一に考えた、子育て・子育て支援の取り組みを進める。

ア 妊産婦等の孤立感や負担感軽減に向けた妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進

イ 0歳児・3歳児への絵本贈呈や読み聞かせを通じた心の成長と親子のふれあいの充実

ウ 子どもの健やかな成長に向けた地域に根ざした子育て支援体制の充実

- エ 安心して子育てできる環境づくりに向けた幼児教育と保育サービスの充実化
- オ 子どもの権利に関する市民の意識向上による意見表明の促進と相談体制の形成
- カ 子どもが年間を通じてのびのびと遊べる屋内施設の設置検討
- キ 高校生年代までの医療費無償化

④ 地域福祉の増進

「第5期士別市地域福祉計画」に掲げた、「みんなが自分らしく安心して暮らせる『やさしいまち』をつくる」の基本理念に基づきながら、計画の目標、取り組みの方向を、市民・事業者・行政が共有し地域福祉を推進する。また、ケアラー・ヤングケアラーへの支援、孤独・孤立対策の推進、そのほか困難な問題を抱える女性への対応など新たな施策も踏まえ、「しべつし障がい福祉プラン」などの個別計画を推進しながら福祉施策の一層の充実に努める。

- ア 国や道、関係機関との連携による生活困窮者やケアラー・ヤングケアラー、ひきこもりの状態にある方等への支援や孤独・孤立対策の推進
- イ 警察や児童相談所など関係機関と連携した支援体制による高齢者や障がい者、児童虐待の防止
- ウ 士別地域成年後見センターや士別市社会福祉協議会など関係機関との連携による日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知、利用促進
- エ 介護や障がい福祉、保育サービスなどの安定的提供に向けた福祉人材の確保・定着に資する貸付や助成等の実施
- オ 高齢者、障がい者（児）、子ども、生活困窮者等の相談支援の枠組みを活かした属性を問わない包括的な相談支援体制の構築

⑤ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

- ア 審査会業務の連携
 - 介護認定審査会共同設置事業

- 障害支援区分認定審査会共同設置事業
- イ 福祉体制の充実
 - 障害福祉サービス
 - 子ども発達支援事業
 - こども発達支援相談事業所運営事業
 - 基幹相談支援センター運営事業
 - 福祉分野の人材育成
- ウ 権利擁護支援の推進 権利擁護事業

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設				
	①保育所、②児童館	児童福祉施設等環境整備事業		士別市	
	(3) 高齢者福祉施設				
	①老人ホーム	桜丘荘整備事業		士別市	
		コスモス苑整備事業		士別市	
	②老人福祉センター	いきいき健康センター整備事業		士別市	
	(7) 市町村保健セン ター及び母子健康包括支 援センター	保健福祉センター整備事業		士別市	
	(8) 過疎地域持続的発 展特別事業				
	②高齢者・障がい者福祉	敬老バス乗車証交付事業	70歳以上の高齢者に対し、市内バスを低額な料金で利用できる敬老バス乗車証を交付することで、高齢者の外出支援を行い、健康で豊かな老後生活の充実を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	除雪サービス事業	冬期間の高齢者等への災害や緊急時の避難通路等を確保するため、日常生活に必要な通路等を除雪し、在宅生活の安全を確保する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ	
(9) その他	子どもの遊び場整備事業		士別市		

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 保健・医療施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- ウ 統廃合
- エ 建て替え時における施設規模の縮小
- オ 複合化・多機能化(用途転用)

② 高齢者福祉施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- エ 統廃合
- オ 建て替え時における施設規模の縮小
- カ 複合化・多機能化(用途転用)

統廃合などの取り組みの検討においては、その結果、通所が遠方になってしまう方々に配慮し、利用者の要求に対応して運行するデマンドバスや乗合タクシー、訪問サービスの充実のためのICT活用など、高齢者が安心して生活できることを前提に検討を進める。

③ 福祉施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- エ 統廃合
- オ 建て替え時における施設規模の縮小
- カ 複合化・多機能化(用途転用)

集会施設などとの複合化や多機能化により、多世代が交流し、賑わいを創出するための多目的スペースとして活用するなど、地域福祉の向上や地域の活性化という視点にも立って、福祉施設の検討を進める。

④ 子育て支援施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え
- ウ 統廃合
- エ 建て替え時における施設規模の縮小
- オ 複合化・多機能化(用途転用)

中央地区の保育所については、高い入所率となっているものの、あさひ認定こども園については、定員を下回る傾向にあることから、今後は他施設との複合化なども視野に入れて検討を進めるとともに、朝日地区全体としての公共施設のあり方についても見直しが必要である。また、今後の少子化や人口減少の動向にも注視しつつ、子育て環境の充実に努める。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市においては、開業している診療所は9施設あり地域に密着した医療を提供しているほか、市立病院が救急医療及び入院医療体制を確保し、地域医療の中核を担っている。

自治体病院は、国の医療制度改革や慢性的な医師・看護師不足のほか、人口減少・少子高齢化の加速により従来にも増して厳しい病院経営を余儀なくされている。

士別市立病院においても昭和29(1954)年の開院以来、地域の基幹病院として住民が安心できる医療の提供に努めてきたが、平成16(2004)年度からの新医師臨床研修制度の開始に伴い、医師が大幅に減少し、診療体制の維持が大変厳しい状況となっている。

こうした中、平成20(2008)年度から平成26(2014)年度の7ヵ年間の計画期間で『士別市立病院経営改革プラン』を策定、更に27(2015)年度から30年(2018)度までの「士別市立病院新経営改革プラン(独自プラン)」に引き続き、平成28(2016)年に北海道が示した「地域医療構想」及び総務省の「新公立病院改革ガイドライン」に沿って計画を見直し、名寄市立総合病院との連携・機能分化を進め、急性期中心から回復期・慢性期を中心とした医療提供体制を整え、経営の改善を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に公立病院を取り巻く環境が大きく変化したことや総務省による令和4(2022)年発出の「経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院間の役割分担と医師派遣等による連携強化に主眼をおいた「機能分化・連携強化」を推進し、限られた医療資源を地域全体で最大限活用するとともに医師等の働き方改革や新興感染症への対応などが示されたことから、「士別市立病院経営改革プラン」を、「士別市立病院経営強化プラン」として改訂し、経営改善に取り組んでいる。

(2) その対策 ※法第20条第8項の規定含む

市民が住み慣れた土地で、自分らしい暮らしを続けられるために、以前のような病院単独であらゆる医療提供を行う形ではなく、市内診療所や施設、名寄市をはじめとした他の医療機関との連携と機能分化を進め、地域全体で限りある医療資源の活用をめざす。

市立病院は、二次救急医療機関として一定の急性期医療体制は確保しつつ、在宅医療と回復期・慢性期医療体制の充実を図り経営の効率化に努める。また、新型コロナウイルスをはじめ新興感染症への診療体制も確保する。さらに、地域の診療所においても、適切な医療サービスを受けられるよう、施設の維持管理や医療機器の計画的な整備を進める。

- 患者の医療ニーズへの対応や職員の研鑽機会の確保を通じた医療の質向上と患者の意思を尊重した尊厳を守る医療の提供
- 地域との連携深化による地域完結型の「治し支える医療」体制の整備
- 公共性を確保した効果的で健全な病院経営の実現、病院施設や設備の最適化と効率的な運用
- 医療DXの導入と活用による業務効率化とサービスの向上
- 医療機器の更新や診療所の統合など地域ニーズに応じた診療所体制の整備
- **北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策**
 - ア 救急医療の維持・確保対策
 - 広域第二次救急医療事業
 - 救急医療啓発普及事業
 - イ 圏域医療体制の充実
 - 道北北部連携ネットワーク整備事業
 - 医師等派遣事業
 - 機能訓練事業
 - 保健・医療分野の人材育成

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
7 医療の確保	(1) 診療施設	①病院			
		病院再整備事業	士別市		
		病院医療機器等整備事業	士別市		
		病院設備更新事業	士別市		
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業				
	①自治体病院、民間病院	地域医療確保対策事業	地域医療を守るため、医療従事者の確保に向けた取り組みを実施する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本

計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 保健・医療施設

- ア 指定管理者制度や民間委託
- イ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- ウ 統廃合
- エ 建て替えや改修などの再整備時における施設規模の適正化
- オ 複合化・多機能化(用途転用)

統廃合などの取り組みの検討においては、その結果、通院が遠方になってしまう方々に配慮し、日常的な通院利用者の要求に対応して運行するデマンドバスや乗合タクシー、訪問サービスの充実や在宅医療のためのICT活用など、市民が安心して地域で生活できる環境を確保していくことを前提に検討を進める。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 幼児教育

幼児期においては、幼児の成長や発達段階に即した適切な教育が肝要であり、少子化が進行するなかで、幼児教育の果たす役割は重要となっている。

本市における幼児教育施設は、土別地区の中央市街地に私立幼稚園2施設、幼稚園型認定こども園1施設が設置されている。

幼児期における学校教育の向上と多様化する保護者のニーズに対応するため教育・保育サービスの充実を図るとともに、国や道の財政支援を活用しながら、事業者の経営基盤の安定と強化を図る必要がある。

② 学校教育

生涯教育の基礎を培い、人間形成の基礎となる義務教育においては、近年の経済・産業構造の変革や科学技術の高度化、情報化・国際化の進展など、社会変化に主体的に対応できる能力の開発はもとより、一人ひとりの個性を最大限に伸ばし、心身ともにたくましく「生きる力」を育むために必要な資質や能力の育成が大切とされている。

現在、本市には、市立の小学校5校と中学校4校の合計9校があるが、それぞれの地域性を活かしながら、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めているところである。近年は、児童・生徒数の減少によって小中学校の統廃合が進むなか、老朽化した校舎などへの対応も必要となっており、安全面への配慮から学校施設の耐震化が行われてきた。

今後は、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域の教育力を高めるとともに、安全・安心な学校づくりや教員の資質向上など、教育環境の総合的な整備が求められる。さらに、今後も特色ある教育活動を展開し、総合的かつ体験的な学習を行うため、各学校が取り組む諸条件の整備やその支援に努める必要がある。

一方、成長期にある子どもにとって、健全な食生活を送ることは、健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすなど、極めて重要なことである。このため、学校給食においては地場農畜産物を活用した「ふるさと給食」を提供するなど、食を通じて地域の産業や自然の恵み、勤労の大切さなどについて理解を深める取り組みを行い、学校における食育の指導を進めている。

③ 高校教育

本市に設置されている高等学校は、道立1校と市立1校の2校となっているが、近

年の少子化や人口減少に伴い、学級数や生徒数は減少している。今後も、中学卒業者の大幅な減少が見込まれるなか、将来的に適正規模を維持することが困難になると予測されている。

このようななかで、市内2高校においては、これまで一定の生徒数の確保に努めてきたが、今後も生徒の多様性に応じた習熟度別学習や総合的な学習の時間、さらに望ましい勤労観や職業観を育むためのインターンシップなど、特色ある教育を展開している。なお、東高校においては、普通教室を除く校舎等の老朽化が著しいことから、将来的な生徒数の推移を見通しながら、施設のあり方について総合的な検討を進める必要がある。

④ 生涯学習・社会教育

市民がこれまで学んだことを活かせる社会、「だれもが先生になれ、だれもが生徒になれるまち」として、世代を問わず地域社会のなかでそれぞれが幸せや生きがいを感じられるよう、生涯学習を通じて市民に根差したウェルビーイング(心身の健康)の維持・向上をめざしている。

本市では、未来を担う子どもたちの育成のため、学校・地域の協働を推進し、学校を核とした地域づくりを進め、さらには、家庭教育・社会教育の充実として、青少年教育、成人教育、高齢者教育の推進に取り組んでいく。加えて、地域課題に対応した学習活動の推進によって、多様な学習の機会を提供するとともに、自主的な学習活動を支援し、学習の成果が地域で活かされる取り組みへとつなげていく。また、芸術文化・郷土学習の推進と地域間交流の促進により、市民の文化的な活動と学習を深めていく。

⑤ スポーツ

スポーツは、人々の健康や体力づくりに寄与するだけでなく、競技としてのスポーツから身近な運動など、生きがいや暮らしにうおいをもたらすものである。スポーツを「みる」ことで人生の活力が得られるとともに、「ささえる」ことで多くの市民が交わり、共生社会の絆が強くなるなど、私たちの生涯においてスポーツは幅広い意義がある。一方、少子化などによるスポーツ少年団や学校部活動の縮小が進み、あり方の見直しが進められ、さらには企業スポーツの縮小など、社会構造や経済動向の影響を受けている。

本市では、「健康・スポーツ都市宣言」のまちとして、市民の健康や体力づくりに対する意識を高め、生涯を通じてスポーツに親しむ「市民皆スポーツ」の実現をめざして、施設の整備やスポーツに関する機会づくりを進めるとともに、スポーツ協会や各競技団体などの活動の促進と支援、さらには「総合型地域スポーツクラブ」の充実

に努めてきた。今後も、これらの活動の一層の推進はもとより、地域・家庭・学校、さらに指導者の連携による学校体育も含めたスポーツ活動の振興が求められている。

(2) その対策 ※法第34条の規定含む

① 教育

子どもたちが心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、今後も家庭、幼稚園、保育所や小学校の連携を強化するとともに、幼稚園教諭や保育士等の研修活動等に取り組む。

児童生徒の「生きる力」を育成する義務教育の機会の保障は、教育行政の重要な責務であり、子どもたちに必要な資質・能力を育むためには、学校が地域や社会と接点を持ちつつ、多様な人々とつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となるよう取り組みを進める。

少子化が進み、児童生徒数が減少傾向にあることから、高校教育では、それぞれの学校の特色を活かした教育活動をPRするなど、今後、入学する生徒を一定数確保することが重要となる。このため、生徒が使用する教材教具の整備や通学費の助成を行うなど、保護者への経済的な支援を行い、生徒数の確保をめざす。また、教職員の資質向上を図るため、校内研修の充実や各種研修会の参加奨励に努めるとともに、生徒や教職員が安全で安心して学校生活を送れるよう、施設の修繕や改修など、計画的な環境整備を進める。

ア 幼児教育

- 安心して子育てできる環境づくりに向けた幼児教育と保育サービスの充実化

イ 学校教育

- 経済的理由により就学が困難な生徒・学生に対する奨学金の貸与や就学援助を通じた教育機会の確保
- 「知・心・体」の調和のとれた児童生徒の育成に向けた研究大会や教育課程調査への助成
- 教材購入による保護者負担の軽減や外部講師の招へいを通じた学習活動の充実と業務の効率化
- 学校図書館図書基準や理科教育整備基準に基づく図書と理科設備の充実

- 遠距離通学児童生徒への通学費とスクールバス運行による安全・安心な通学環境の維持
- G I G Aスクール構想に基づく端末やネットワーク環境の整備による効果的な学習環境の推進
- 障がいや発達段階に応じた支援と特別支援教育支援員の配置による支援体制の充実化
- 友好都市・愛知県みよし市との交流や福島県川内村の児童受け入れを通じた交流事業の継続
- 適応指導教室における不登校やその傾向にある児童生徒の教育機会確保と学校復帰支援の実施
- 教職員定数減に伴う事務職員不在の解消による教職員の負担軽減
- 学校建物等の損傷や老朽化に対する計画的な修繕による安全な教育環境の維持
- 教職員住宅の老朽化に対応した改修工事等の実施による快適な住宅環境の整備
- 朝日地区での義務教育学校開校に向けた改修や備品購入による教育環境の整備推進
- 部活動への地域展開に向けた地域や保護者、学校の一体的な体制づくりの推進
- 学校給食に地元産品を積極的に活用することによる自然・産業・文化への理解促進と郷土愛の醸成
- 学校給食の安定提供に向けた施設・設備の計画的な更新と修繕

ウ 高校教育

- 高等学校における学習環境の確保や充実、全道・全国大会をめざす部活動への支援、教職員の能力向上と各種保護者負担の軽減
- 土別翔雲高校及び土別東高校と連携した高校魅力化や生徒数確保に向けた取り組み

みの推進

- 朝日・上士別・多寄・温根別地区から高校へ通学する生徒への通学費用援助による保護者負担軽減

エ 生涯学習・社会教育

- 生涯学習のまちづくり推進と学習活動の機会の充実と地域における学びの環境の整備
- 社会教育活動の推進に向けた多様なニーズに応じた学習機会の創出・提供
- 士別市文化協会が行う公共的な文化事業に対する補助などによる文化活動の充実
- 図書館における質の高い厳選された蔵書管理や読書環境の整備、多様化するニーズに対応した情報提供
- 家庭や地域、学校等を通じた読書活動の推進と環境整備
- 本市学芸員や特別学芸員が収集及び調査研究した資料等を活用した「特別企画展」などの開催による特別展示活動の推進
- 平成17年の合併以降の市史編纂による地域の記録の次代への継承
- 学校を核とした地域づくりを進めるためのコミュニティ・スクールと連携した活動推進
- 望ましい学習や運動、生活習慣の定着と異なる学校間の児童交流
- 学校と地域が連携する士別市PTA連合会への補助による地域教育活動の充実
- 公民館講座の開催を通じた文化団体の育成や新サークルの結成、市民交流の促進
- 高齢者の生きがいづくりと同世代のつながりづくりの推進
- 子どもたちの市長・教育長と語り合う機会を通じた夢や目標に挑戦する意欲や主

体性、郷土愛の育成

- 中学生のまちづくり学習会での意見発表を通じた地域への関心と参画意識の醸成
- 地域子ども会育成会の事業を担う団体への補助による地域子ども会の発展向上

② スポーツ

本市が掲げる「健康・スポーツ都市宣言」の理念と、国の「第3期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえた「第3期士別市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ、各競技団体をはじめ、学校、地域、指導者などの連携によるスポーツ参画機会や健康・体力づくりに向けた意識を高める取り組みを進める。

また、各種スポーツ施設や設備の計画的な整備と適切な管理に努め、市民一人ひとりがスポーツに親しむ環境をつくり、「市民皆スポーツ」を推進する。

ア 「市民皆スポーツ」の理念による誰もが運動に親しめる環境の整備と企業や地域団体との連携によるスポーツ参画機会の拡充

イ 「オリンピック・ムーブメント」の理念による健やかな心身の育成と交流、子どもたちを対象とした各種教室による学びの機会提供、JOCや北海道オール・オリンピックiansと連携したオリパラフェスティバルをはじめとする普及・啓発活動の推進

ウ 国内外のトップアスリートが参加するスポーツイベントを身近に体感できる機会の提供

エ 「公共施設マネジメント基本計画」に基づく適切な施設整備と維持管理の体制づくり

オ 総合体育館の整備及び日向スキー場第2リフト整備に向けた検討

③ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策

ア 生涯学習機会の充実 公共施設の相互利用

イ スポーツによるまちづくりの推進 広域スポーツ振興事業

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	①校舎	小学校整備事業	土別市	
		中学校整備事業	土別市	
		高等学校整備事業	土別市	
	⑧給食施設	学校給食センター整備事業	土別市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	①体育施設	スポーツ合宿センター整備事業	土別市	
		陸上競技場整備事業	土別市	
		朝日地域交流センター整備事業	土別市	
		総合体育館整備事業	土別市	
		スキー場整備事業	土別市	
		体育施設整備事業	土別市	
	②図書館	図書・資料整備事業	土別市	
	③その他	生涯学習情報センター整備事業	土別市	
	(5) その他	情報通信教育推進事業	土別市	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、今後の、施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 小・中学校

- ア 統廃合
- イ 建て替え時における施設規模の縮小
- ウ 複合化・多機能化(用途転用)

「土別市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設の改修を行うとともに、今後の小中学校の再編などについては、「土別市小中学校適正配置計画」に基づき、検討を進める。

② 高等学校

- ア 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- イ 統廃合
- ウ 建て替え時における施設規模の縮小
- エ 複合化・多機能化(用途転用)

東高校の老朽化は著しく、継続した使用は困難な状況となっていることから、今後の施設のあり方について早急に検討する。

③ 社会教育施設

- ア 周辺自治体との相互利用・共同運営（広域化）

イ 統廃合

ウ 建て替え時における施設規模の縮小

エ 複合化・多機能化(用途転用)

統廃合や施設規模の縮小などを検討するうえでは、地域の活性化や地域コミュニティ機能の維持という視点に立ち、もうひとつの地域の拠点である学校教育系施設などとの複合化、多機能化により、多世代が交流する場の創出を図りながら、サービス水準の維持に向けて検討を進める。

また、人口減少や少子高齢化による需要の変化に対応しつつ、適正規模を検討していくとともに、統廃合や施設規模の縮小を検討するうえでは、多様な学習環境において、市民が継続的に社会教育活動を行えることに加え、学習環境の集約化によりサービス向上なども視野に入れて検討を進める。

④ スポーツ施設

ア 指定管理者制度や民間委託

イ 受益者負担の適正化や補助金制度等への切替え

ウ 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)

エ 統廃合

オ 建て替え時における施設規模の縮小

カ 複合化・多機能化(用途転用)

行政が提供すべきサービス内容を見直し、施設の集約化を図っていく。また、本市が「合宿の聖地」をめざす取り組みとして、スポーツ・交流・宿泊・食の各分野が一体的に取り組みを進めていくことが重要である。そのため、スポーツ施設や宿泊機能を有する施設などの一体的な運営など、さらなる民間活力の導入も含めた検討を進めつつ、サービス水準の向上を図っていく。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市の中心集落は、土別地区の中央部にあり、官公庁などの行政機関をはじめ、医療・文化・スポーツ施設などが設置されているほか、商業施設や各種事業所なども集中しており、都市的基盤整備が最も進んでいる地域である。一方、その他の拠点集落は、ほ場に囲まれた農村地帯にあり、このほか、さらに小規模の農村集落が点在しているが、近年の農業情勢の厳しさに伴う経営者の高齢化や担い手の不足など、農村部における人口減少が続いている。

今後も、一層の快適環境づくりに努めるとともに、それぞれの集落が築き上げてきた特色ある文化やコミュニティ活動を大切に、今後も、活力ある地域づくりを推進していくことが必要である。

(2) その対策

それぞれの集落が築き上げ、持ち続けてきた地域の歴史や文化を大切にしつつ、機能的で効果的な施設の整備や効率的な事業の実施に配慮しながら、快適な農村生活の実現に向けて整備に努めていく。また、急速に変化する社会にあって、多様化する地域課題に的確に対応し、主体的・自主的に解決していく地域形成のため、自治会などの自治組織と課題別に活動している各種団体との相互連携を深めるとともに、「第2次土別市まちづくり総合計画」を基本に、地域内での取り組みや交流等を進め、市民のコミュニティ活動の一層の活性化を促進していく。

- ① 地域の特色を活かしたまちづくりの推進に向けた地域づくり活動への支援、市民団体等が行う創意工夫にあふれる活動への支援による地域力の向上
- ② 日本人と外国人の文化や習慣の相互理解と安心して暮らせる多文化共生のまちづくりの推進
- ③ 自治会連合会や単位自治会の活動に対する支援による地域コミュニティ活動の推進
- ④ 自治会館改修等への支援を通じた地域住民の福祉文化向上とコミュニティ活動の促進
- ⑤ 市民のまちづくり参加促進と協働によるまちづくりに向けた情報共有の推進
- ⑥ 地域における市民の健康増進やコミュニティづくりの促進

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	温根別小学校校活用整備事業	士別市	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合
該当無し

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 文化芸術活動を育む環境の整備

感動する心や豊かな感性は、幼児期から高齢期に至るまで、生涯にわたって心豊かな生活と生きがいのある人生を過ごすうえで、極めて重要な要素である。

本市においては、市民文化センターとあさひサンライズホールを中心に、様々なジャンルにわたる文化・芸術活動が官民協働の取り組みとして展開されている。今後も、これら施設を拠点に優れた芸術・文化に触れることのできる機会づくりに努めていくとともに、複合施設としての機能を活かし、既存団体はもとより新たな文化サークル等の育成や活動の活性化、さらには文化合宿の受入体制の充実を図っていく必要がある。

また、市民の文化・芸術活動を促進するため、文化振興条例に基づく支援の充実をはじめ、市民文化センター及びあさひサンライズホール等の設備・機器の適切な管理・更新などを進めていく必要がある。

② 鑑賞機会の拡充

長年の文化芸術活動の継続によって、市民の文化意識の向上が図られ、優れた文化や芸術鑑賞の機会を求める傾向は強まっている。

本市においては、小中学生及び高校生を対象とした芸術鑑賞やワークショップなどの取り組みを継続しているほか、あさひサンライズホールでは様々な自主企画事業を実施している。このほか、既存の団体や実行委員会などを中心とした官民連携による取り組みも多い。

今後もより一層、鑑賞機会の創出を図るため、継続して取り組みを進めていく必要がある。

③ 創作・創造活動の推進

音楽や舞台芸術、美術、文芸などの各分野で、指導者や会員の高齢化が進み、会員の固定化がみられ、団体の活動が停滞している。文化・芸術面でのまちづくりを推進するうえで、市民自らが行う活動には、世代を超えたつながりが必要であり、次代を担う若者による活動と連動させた地域文化の創造や活動への支援が必要である。

また、より多くの市民が参加し交流できる手づくりの地域文化、まちの「文化力」を高めていく必要がある。

④ 文化財の保護保存活動の推進

先人たちの残した文化財や史跡などは、市民にとって貴重な財産であり、地域の伝

統文化や郷土の歴史を学ぶことは、ふるさと意識の高揚と郷土愛を育む活動として、極めて重要である。今後も、これらの財産を保護・保存し、後世に継承するための活動や支援の拡充に努める必要がある。

(2) その対策 ※法第35条の規定含む

文化協会や文化団体等との連携を強化し、市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに、団体等の活動の場や情報提供、情報交換などに努める。

- ① 市内企業や文化、自然などの地域の特色を活かした学習機会の提供による地域に根ざした学びの環境の充実
- ② 市民文化センターの機能再編や文化活動の効率的な運営
- ③ 市民総合文化祭の開催など、文化活動の成果発表と鑑賞の機会を提供することによる地域文化の向上
- ④ 本市学芸員と特別学芸員の連携及びボランティア友の会の協力による各種講座及び体験活動の推進
- ⑤ 生涯学習情報センターを活用した学習機会の充実と生涯学習活動の基盤整備
- ⑥ 市民が自由に表現し地域の文化を育むために、市民の文芸活動の振興と郷土文化を発表する場の形成
- ⑦ 生涯学習の拠点施設とする生涯学習情報センターの安心・安全な使用に向けた施設・設備の適正な管理
- ⑧ 施設の老朽化や設備更新時期を踏まえ、計画的かつ適切な施設整備
- ⑨ 市内の子どもを対象に優れた文化芸術に触れる機会の創出による豊かな感性と創造力の育成
- ⑩ 鑑賞型・創造型事業を実施する団体への助成による市民に優れた文化芸術に触れる機会の創出

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設 等			
	①地域文化振興施設	市民文化センター施設環境整備事業	土別市	
		サンライズホール整備事業	土別市	
		博物館・公会堂展示館整備事業	土別市	

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

以下、「公共施設マネジメント基本計画」における「施設類型の方向性」に基づいて、本計画に位置付けられる施設の方針の検討や維持管理に努める。

① 文化・芸術施設、博物館等

- 指定管理者制度や民間委託
- 周辺自治体との相互利用・共同運営(広域化)
- 統廃合
- 建て替え時における施設規模の縮小
- 複合化・多機能化(用途転用)

ホール機能を有する施設については、舞台技術管理業務の委託や指定管理者制度を導入し業務の効率化や専門性の高い運営を図っている。

統廃合や施設規模の縮小などを検討するうえでは、劇場機能の集約化等によってサービス水準を維持するなど、市民の文化活動の場や学習環境の確保に向けた検討を進める。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化による影響は世界中で広がり、異常気象、干ばつ、海面水位の上昇、生物種の絶滅などが危惧されている。私たちが、自然生態系の一員でありながら、これまで大量生産・大量消費・大量廃棄による資源の浪費を繰り返し、環境負荷を招いてきたことにより、地域全体の環境のみならず地球環境をも脅かすものになってきている。

こうしたなか、2015年に、フランス・パリで開催された「COP21」において、温暖化対策の国際的枠組みである『パリ協定』が採択され我が国においても唯一の地球温暖化に関する総合的な計画として温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標などを掲げた「地球温暖化対策計画」を2016年5月に策定し、「環境基本計画」とともに地球環境の保全・創造の取り組みを進めている。

国は、令和3(2021)年4月に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現を目指し、中期目標として令和12(2030)年度までに温室効果ガスを46%削減することを表明したことにあわせ、本市においても令和4(2022)年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明。「2050年脱炭素社会」を目指すため、令和5(2023)年3月に「地球温暖化対策実行計画」を策定した。

本市は、岩尾内ダムなどの水力発電施設があるなど、地理的条件による再生可能エネルギーのポテンシャルは高く、近年は太陽光や風力発電事業の参入も活発化しており、地域の景観や自然環境との調和など住民との合意形成のあり方などが課題となっている。

(2) その対策 ※法第36条の規定含む

- ① 「土別市地球温暖化対策実行計画」に基づくCO₂削減と市民意識醸成への取り組みの推進
- ② 「土別市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく再生可能エネルギー発電事業の普及や地域との調和
- ③ 「土別市環境基本計画」に基づく環境の保全活動と温室効果ガス削減に向けた取り組みの推進
- ④ 北・北海道中央圏域定住自立圏（広域連携）による対策
 - 低炭素社会に向けた取り組みの推進 森林保全事業

(3) 計画

該当無し

(4) 公共施設マネジメント基本計画との整合

該当無し

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①第1次産業	甜菜作付振興事業	寒冷地域の基幹作物である甜菜の安定的な生産振興を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
	②その他	地域循環型住宅リフォーム促進事業	地元建設業者を活用した住宅改修への助成により地域経済の好循環を推進する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	②環境	普通財産環境整備事業	活用が見込めない普通財産の維持コスト削減と周辺環境の悪化防止ため、公共施設マネジメント計画に基づき、民間への売却や計画的な解体撤去を推進する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	②高齢者・障がい者福祉	敬老バス乗車証交付事業	70歳以上の高齢者に対し、市内バスを低額な料金で利用できる敬老バス乗車証を交付することで、高齢者の外出支援を行い、健康で豊かな老後生活の充実を図る。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
		除雪サービス事業	冬期間の高齢者等への災害や緊急時の避難通路等を確保するため、日常生活に必要な通路等を除雪し、在宅生活の安全を確保する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業				
	①自治体病院、民間病院	地域医療確保対策事業	地域医療を守るため、医療従事者の確保に向けた取り組みを実施する。	士別市	施策の効果が将来に及ぶ